

11月28日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。
（午前9時00分開議）

○議長（玉利道満君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第1、一般質問を続けます。
まず、16番、東馬場弘議員の発言を許します。

○16番（東馬場 弘君） 登 壇

おはようございます。3日目の1番の東馬場弘でございます。早速質問に入りたいと思います。
さきに通告しておりました2項目について質問いたします。

まず項目1、市道整備についてでございます。

要旨1、国のまちづくり交付金事業により、平成16年から整備されました市道蒲生田通線が、ここ数年の間にわだちや路面のひび割れ、剥離、また歩道のブロックの剥がれ等がひどくなってきております。

道路部分においては排水性カラー舗装で、完成時は路面が赤に近い茶色で、歩道もれんがを敷き詰めたとても明るく感じのよい道路でありました。しかしながら、完成からまだ7年ちょっとになりまして、明るく感じのよかった路面が大分黒ずんで相当傷んできております。

これまでに車どめ、歩道のブロック、路面の部分的破損等は行政のほうで一部補修はなされていますけれども、それにしても傷みが早過ぎるのではないかと思います。何が原因なのかお伺いいたします。

次に、要旨2ですが、この蒲生田通線のわだちには雨の日になりますと雨水がたまり、通行車両による水はねで歩道を通行する人や買い物客に雨水がかかるなど、そういった事案がありまして、苦情をよく聞きます。

加治木のメイン通りである蒲生田通り商店街のこの市道がこのような状態では非常に残念であります。このままでよいのか、その現状の認識をお伺いします。

要旨3、市道公園線のタイヨー本町店、南日本銀行加治木支店の前も段差、アスファルトの剥がれなど、買い物客の横断時に一部危険な状態で、蒲生田通線と同様でありますけれども、今後の対策をお伺いいたします。

次に、項目2、子育て支援について質問いたします。

この件は、きのうも同僚議員からありましたけれども、私なりにお伺いしたいと思います。

子育て支援対策の取組みにつきましては、どの自治体もそれぞれの対策で取組みがなされているのは承知しております。中でも鹿児島市、薩摩川内市、霧島市は、その環境が整っていると聞いております。本市の子育て支援としては支援センター、子育てサロン、子育てサポートセンター等があります。本市の子育てサロンでは、市内3地区のそれぞれの施設で利用されておりますけれども、利用者の立場からしますと、子育てサポートセンターも含め、その環境がそれぞれ十分とは言えないという疑問があります。

国は平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定しまして、始良市も次世代育成支援対策後期行動計画を策定しておりますが、今後の環境整備をお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

東馬場議員のご質問にお答えいたします。

1問目の市道整備についての1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

市道蒲生田通線は、まちづくり交付金事業の基幹事業として平成16年度から3か年で事業を実施いたしました。特に車道や歩道の舗装につきましては、景観を重視する目的でカラーの排水性車道舗装とれんが敷き歩道舗装を実施いたしました。

車道路面や歩道のひび割れ、剥がれの原因としましては、施工後8年が経過していることや道路側溝設置後の埋め戻し部分が車両タイヤの位置にあることによる沈下、歩道への重量車両の通行などが原因と考えられます。

道路管理者としましては、蒲生田通線及び公園通線の現状は把握しておりますので、安全な道路確保のため、市道の維持管理や整備について、今後、緊急性などを考慮しながら検討してまいります。

次に、2問目の子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

さきの神村議員のご質問にお答えしましたように、子育て中の親の不安を軽減し、養育相談などに応じる事業として、市内4か所の保育所で地域子育て支援センターを開設し、また、社会福祉協議会では、始良子育てサポートセンターとして親子で集う場を提供する子育てサロン事業や、子どもを預けたい方と子どもを預かりたい方を調整するファミリーサポートセンター事業が実施されております。

子育てサロンにつきましては、社会福祉協議会が自主事業として、現在市内4か所で実施し、子育て世代のニーズに応じております。

本市としましては、次世代育成支援対策後期行動計画に平成26年度までの整備目標として（仮称）あいら子育て支援センターを設置することとし、さらに第1次始良市総合計画の重点プロジェクトとしても位置づけ、中核的な子育て支援センターを目指しているところであります。

本市におきましては、現在、始良公民館の改修についての設計業務委託をしているところであり、その中で（仮称）あいら子育て支援センターの面積、事業内容などにつきまして協議、検討を行っているところであります。

以上で答弁を終わります。

○16番（東馬場 弘君） 今回2項目ですので、そんなに長くないと思いますけれども、道路整備のほうからちょっとお伺いしますけれども、平成16年から18年までだったですかね、この蒲生田通線、まちづくり交付金の事業でしたわけですけれども、非常にできたときはきれいで、非常にお金がかかっているなと思ったんですけれども、この事業費、幾らだったか、まずこの事業費を教えてください。それと延長をお願いします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 平成16年度から平成18年度まで車道、それから歩道、それと踏切改良を含めまして2億7,630万円ほどかかっております。延長といたしましては、国道10号から護国神社までの580mでございます。

以上です。

○16番(東馬場 弘君) これを普通の整備というんですか、いわゆる透水、排水性でなくっても、カラーでもなくて普通にやれば、歩道も普通にやればどれぐらい工事費としてはかかりますか。これももう済んだことで言うのも何なんですけども、その差っていうのはどれぐらいあるのかというのを知りたいと思っております。これ普通の工事ですとどれぐらい予算的にはかかりますか、大体でいいです。

○建設部次長兼土木課長(岩穴口弘行君) その普通の工事というので行いますと、今蒲生田通ができて上がってる状況で、普通の工事と変わっているのは車道の舗装がカラー舗装になってる、それから歩道がれんがで敷き詰められているという状況ですので、約2億8,000万、当時8年前の事業費でかかっておりますので、2億5,000万程度で施工できたのではないかとこのように思います。

以上です。

○16番(東馬場 弘君) いや、私が言うのはごく普通の、カラーでなくて普通のアスファルト、歩道に敷石を詰めても、結局2億5,000万ぐらいかかるということによろしいですか。

そんな変わらないということですね。これは国の道路建設施工基準とか仕様とかあると思いますけども、ちょっと調べてみましたら道路法が改正されて、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準とか云々ってあるんですけども、当時はこれでもってやられたということによろしいですね。

○建設部次長兼土木課長(岩穴口弘行君) まちづくり交付金事業という国からの交付金事業で行っておりますので、そういう基準で行っております。

○16番(東馬場 弘君) できたならできたでよかったんですけども、当時完成直後から、いわゆるあっこはバリアフリー対策で、歩道の段差をなくすということで作られて、箇所箇所に車どめっていうんですか、が立って、この車どめに車がぶつかったり、結構当時から車どめ倒れたり、はたまたれんががちょっと載せてあるだけですから、固定されてませんので、ただ載せてあるだけですから、剥がれたりとかあるんですけども、今までに、平成16年直後からそういった補修工事をなされてますけども、今までに補修工事、どれぐらいかかっていますか、アバウトでいいですよ、大体どれぐらいかかっているか。

○建設部次長兼土木課長(岩穴口弘行君) 舗装の補修、それかられんがの補修、それから車どめの補修、いろいろやっておりますので、その補修の費用はちょっと積算はできていないところがございます。

○16番(東馬場 弘君) それぐらいあちこち、もういわゆる修理をしてるわけですよ、2億7,000万かかった割には。

わたちの段差は、先ほど重量車両が通るとか何か答弁がありましたけども、こんなにお金が当初からかかるのかなと思って、当時から今も思っているんですけども、この質問を出してから、郵便局の横なんかもひび割れで結構あいたところあったんですけども、これがいつの間にか補修されてるんですよ。

ね。その補修の仕方が、カラー舗装なのに、もうわだちんとも、ちょっとへこんだとこなんか、普通の色の黒いやつですか、ぺたぺたぺたところ張ったみたい、サロンパス張ったみたいにぺたぺたぺた張ってあるもんだから、もう見た目も見苦しいですけど、その点はそう思われませんか、見苦しいというふうに。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

その補修の材料といいますか、最初カラー舗装しました舗装もそうなんですけれども、材料自体が碎石に塗料をコーティングしたというような形の舗装材料でございます。当然それは車が走ったりするとタイヤとの摩擦で剥がれてきて今の状態になっております。

以前はそういうカラーの補修材、補足材を使ってやったり、それから普通のアスファルト合材を使って、上からペンキを塗ったりというふうなこともやったんですけれども、今回アスファルトの合材でやって、極端に見苦しいようであれば、以前やったように、その上を今の舗装と似通ったような塗料で補修をやりたいというふうに思っております。

○16番（東馬場 弘君） わだちやら、あと交差点のとこなんか、いわゆる透水、排水性ですか、このアスファルトは粒ですね、小さい粒が結構剥がれてきてるんですよ。こういったところも非常に見苦しいですよ。ですから、全面改修になるとまた2億5,000万ぐらいかかるでしょうから、なかなかできないでしょうから、そこまでしろとは言いませんけども、見苦しいのはやめてほしいなというふうには個人的には思うわけですよ。

いわゆる加治木の先ほど言いましたけど、メイン通りですから、最近はいり物客がちょっと減ったといっても、やっぱりそれなりの通りはやっぱあるわけですから、それなりの工法でしていただきたいというふうに思うんですけれども、この都市計画マスタープランにも、これ114ページですけども、歩行者交通のネットワークというところに、蒲生田通り商店街において楽しく買い物ができるよう整備された歩道の適切な維持、管理に努める。これ書いてあるんですから、今全然まだ適切に整備されてませんよ。どうですか、これ。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） その歩道につきましては、商店街に資材を搬入する大型のトラックなどが入りまして、れんがを、今使ってるのがれんがですので、それを割ってアスファルトで補修をしているところもございます。

そういうことで、安全性につきましては、日々パトロールをしながら、点検をしたりしながら補修等を行っているところでございます。

○16番（東馬場 弘君） 車道がそういうような感じで、歩道がですね。あとわだちです。水をかけられたとか、買い物客がですね。わだちで、車、雨の日ですけども、かけられたとか、そういった苦情というのは聞いていらっしゃいませんか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） そのわだちにたまった水で水がかかったというふうな苦情のほうは聞いておりませんが、この舗装が排水性舗装といいまして、道路の脇のほうに据えてあります側溝に、車道に降った雨は流れていくような構造になっておりますので、わだちができてもある程

度は排水ができていますというふうに思っております。

○16番（東馬場 弘君） それがなってないんですよ。答弁にもありましたが、いわゆるこの歩道への重量車両の通行が、埋め戻し部分が車両のタイヤの位置にあることによる沈下、いわゆる道路が下がっているわけですよ。下がっているんで、歩道の側溝のほうに流れるわけじゃない、流れないから、わだちのところに水がたまるわけですけども、ですよ。

これはだから最近じゃないですもんね。これ何年か前からこうなっていますので、多分知っているとありますが、こういったのを本当は整備しないといけないんでしょうけども、この買い物客、水をかけられたということを知らないということだったですけども、これは水かけられた人が、例えば汚い水とかなった場合、訴えるという状況になったときに、これはどこに責任がある、どちらに責任があります。車なのか、水をかけた人が責任なのか、こういったわだちの状態になってる行政が悪いのか。すいません、法律的には私も詳しくありませんので、どっちが責任があるって考えますか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

責任の有無は別といたしまして、よくわかりませんが、原因的にはやはり道路管理の責任だと考えておりますので、水をかけられた事例については直接的には聞いていないというようなことですが、今後対応してまいりたいと考えております。

○16番（東馬場 弘君） 行政にも、車にも両方とも責任はあるんでしょうけども、部長の苦しい答弁だったんですけども、こういうことが今後いわゆる発生する可能性がありますので、今部長が答弁されたとおりに、そういった方法で対処されてほしいと思います。

タイヨー前の件については先ほど答弁がありましたので、これでよしとします。

次に、項目2に入ります。

私は、子ども子育てサロンの件についてちょっとお伺いしたいんですけども、この始良市に寄せられた提言ということでホームページに載ってるんですけども、2011年の4月から9月にあった子育て支援の欄で、13番目に載ってたんですけども、文書は長いので部分的に言いますが、「鹿児島市や霧島市にあるような施設が始良市にも必要だと思います。」ということに対しまして、答えでは、多分知ってらっしゃると思いますが、「子どもの年齢に応じた遊具が設置され、自由に遊ぶことのできる屋内施設の設置については、今後、始良市の住みよいまちづくりのために貴重な提言として生かしていきたい。」ということなんです。

この点について、その後どうなったか。これ2011年、去年のことですけども、その後どうなっているか教えてください。

○福祉部長（窪田広志君） お答えいたします。

ちょっとその提言については、ちょっと私も知らないところでしたが、今回、ご存じのように、公民館のほうに子育て支援センターをつくるということで、限られたスペースの中ではございますけども、そういった要望には応えていきたいと思っております。

○16番（東馬場 弘君） 今部長が知らないとおっしゃったんですけど、この答弁を書いているのは、

福祉部児童福祉課なんですよ。答弁を書いているのが。

これは去年のことですよ。ことしもあるんですよ。24年の4月から9月のこの30日の間に、やっぱり同じような質問が来てるんです。それをちょっとネットで引っ張り出したら、「始良市にはなぜ子育て施設がないんですか」と、「子育てサロンも保育園の支援も午前中で終わってしまいます。室内施設があれば気にせず利用できます。鹿児島市や霧島市みたいな子育て施設が1か所ぐらいあってもいいと思います。施設ができないのなら、せめて子育てサロンの時間を長くするとか、保育園の1室を開放して自由に出入りができるとか、保健センターの1室を開放してほしい」と。これ多分加治木の方だと思いますけれども、それに対して答えは同じような答えなんです、その去年のと。「市の子育て支援に関するご要望とご意見をいただき、まことにありがとうございます。始良市内の子ども子育て支援の取組みといたしましては、現在子育て支援センターや子育てサロン、ファミリーサポートセンターなどの子育て支援の環境を提供させていただいております。ご要望いただきました子育て施設とは、鹿児島市のりぼんかんや霧島市のキッズパークきりしまのような、子どもの年齢に応じた安全確保がされた状況下において、日中自由に子どもたちが遊ぶことができ、子育て中の保護者の方々がいつでも集える屋内施設のことであると存じます」と。「それで、このような施設につきましては、県内一暮らしやすいまちづくりを目指している始良市にとっては大変貴重な意見、提言と受け、生かしていきたいと考えております」ということですが、こういった提言をご存じないですか。

○福祉部長（窪田広志君） 失礼いたしました。

お答えいたします。

その回答の提言につきましては、福祉課のほうでホームページ上で確認して回答しているところでございます。

○16番（東馬場 弘君） そういうことです。いわゆる施設が少ないと。いわゆる時間も加治木で言えば第2金曜日と第4金曜日、しかも2時間ぐらいしかない。これは始良市が子育てサロンですから、加治木の場合、社会福祉協議会に委託してますので、いわゆる極端に言うと、言葉悪いですけど、お願いしんどと、丸投げ状態でしてますので、状況はなかなか把握してらっしゃらないと思いますけれども、でも、行政側としてはお願いしているわけですから、時たま協議とかいろんなことしてると思いますけども、こういった意見は聞かれてませんか。

○福祉部長（窪田広志君） お答えいたします。

子育てサロンにつきましては、社会福祉協議会の自主事業として行ってもらっているわけですが、その後、ファミリーサポートセンター事業というのを市のほうでは社会福祉協議会のほうに委託事業としておりますので、そういう要望には応えていると思っております。

○16番（東馬場 弘君） 今ファミリーサポートセンターという言葉が出ましたけども、それでは、そのサポートセンターについてお伺いしますが、サポートセンター、いわゆる依頼会員、提供会員、まあ両方会員という方いらっしゃいますけども、それぞれ何人ぐらいいらっしゃいますか、教えてください。

○福祉部長（窪田広志君） その内容につきましては、担当課長が答弁いたします。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 児童福祉課の原口です。

お答えいたします。

子育てサロンの状況につきましては——失礼いたしました。ファミリーサポートセンターの状況につきましては、現在、依頼会員が297名、提供会員が124名、両方ともという会員もいらっしゃいます10人登録されております。

それで、23年度の実績で申し上げますと、年間に3,130件の利用があったというふうにお伺いしております。

以上です。

○16番（東馬場 弘君） 依頼会員の方が297人ですか、これ一応登録されてる方ですよ。登録された方ですね。実質、例えば加治木地区でいいですよ。実質動いてらっしゃる方っていうのは何人ですか。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 登録の会員数につきましては、ただいま申し上げましたところですが、そのうち実際実動されている方につきましては、恐らくお1人で何回もされる方、それとも1回もされない方もいらっしゃるかもしれません。そこの数字的なものは把握いたしておりません。以上です。

○16番（東馬場 弘君） 加治木が実質こん中で動いてらっしゃる、登録は加治木は40名ほど、動いてらっしゃる方が大体5名ほどということなんですけど。非常に依頼会員、始良市全体で296人なんですけど、加治木地区では約40人だったですかね、それで動いてらっしゃる方は5人ぐらいということなんですけれども、非常に少ない。

提供会員は、そんな横ばいですから、もちろん変わらないですけども、依頼会員が意外と多いようなんですけども、実質的にはそうでもない、実際にはサポートしてくださる方っていうのは少ないというふうに思いますけども、結局なぜこういった状況になるのかご存じでしょうか。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） お答えいたします。

利用の状況の中身につきましては、詳しくは存じ上げていないところですが、この事業につきましては市から443万円、年額補助をいたしております、社会福祉協議会のほうに委託をして実施しているところですが、詳しい内容につきましては、把握をいたしていないところがございます。

○16番（東馬場 弘君） ですから、先ほど私言いましたように、いわゆる委託料443万円、委託料について出してるから、あとはもう知りませんよみたいな感じに聞こえるんですよ。じゃなくて、ですから、やっぱりいろんな事案とかいろいろあるわけですよ。ですから、そういったのはどうなってるんだろうかということ、年に何回か協議をされるべきだと思いますけども、協議はされてるんですよ。されてないんですかね、その辺どうでしょうか。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 社会福祉協議会のほうから年に1回実績報告というのはいただいているところでございます。

○16番（東馬場 弘君） 年に1回ではなかなかだめじゃないかなと思いますけれども、今後の課題として取り組んでいただきたいというふうに思います。

この相談役、子育てサポーターの養成研修なんかの方も、結局窓口でされてると思いますけど、養成研修などはされてますか。いわゆるこんだけマンパワー足りないと思いますけども、今まで子育てしてくださった方を今度はサポートに回っていただくというふうに、いわゆる順繰り順繰りしていただければ非常に助かると思いますけども、そういった研修とかいうのはされていますでしょうか。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） お答えいたします。

依頼・提供会員の研修につきましても、社会福祉協議会のほうで月に何回かやられているというふうにお伺いしておりますところでございます。

○16番（東馬場 弘君） していかないと、情報交換なんかをしていかないといけないと思います。

というのも、このサポーターの方なんかも、いわゆる預かる、まあ預かるのは基本ですけども、今度は送り迎えとか、そういう方も多分仕事の的にはあると思います。そんな中で、もし子どもが熱を出した、けがもしたとか、いろいろしますと、このファミリーサポートセンターのサポーターは非常に子どもさんの病気とか、特にけがなんかでいうと、責任をなかなか持ちづらいということで、非常に困惑される場合もあるというふうに聞くんですけども、こういったので、いわゆる病児保育とかいう取り組みもあるんですけども、始良市の病児保育の取り組みはどうなってますか。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） お答えいたします。

病児・病後児保育につきましては、次世代の行動計画にも記載しておりますが、今後、鹿児島市、霧島市で実施されていると聞いておりますので、十分研修をさせていただいて、検討してまいりたいと考えております。

○16番（東馬場 弘君） 極力相手の病院の先生の探すということも大変でしょうけども、それに近い、うちで子どもさんを見てあげてもいいですよという感じの、始良市内に、そういった近い小児科の先生方っていうのはいらっしゃらないのでしょうか。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） お答えいたします。

病児・病後児保育を実施するにあたりましては、もちろん議員おっしゃるとおり、医療機関との連携ということが非常に大事になってまいります。そこらあたりも含めまして、今後研究してまいりたいと考えております。

○16番（東馬場 弘君） 非常に大事なことです。霧島市が一応2か所ですかね、たしか2か所だったと思います。そうなってくると、預かるサポーターの方も安心して見られるんじゃないかというふ

うに思いますけども、ぜひそれを早急に、今年度中にできるのであれば取り組んで、先ほど答弁では来年度に向けてということだったんですけども、今年度中ということはなかなか無理ですか。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） お答えいたします。

補助事業の関係もございまして、県との連携も必要になってくると思われまますので、今年度は無理だというふうに考えております。

○16番（東馬場 弘君） 今回は大体これぐらいで質問を終わりたいと思いますけども、子育て支援事業というのはこの次世代育成支援事業対策行動計画にもしっかりと書いてありますので、今後、この少子高齢化の中でどんどん取組んでいかなくちゃいけないという事業ですので、私らも一生懸命注視しながらやっていきたいと思っておりますので、どうかそういった方向で努力していただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

○議長（玉利道満君） これで、東馬場弘議員の一般質問を終わります。

次に、6番、湯之原一郎議員の発言を許します。

○6番（湯之原一郎君） 登 壇

11月18日、前日の雨模様の空と打って変わって、抜けるような晴天のもとで19回目になる日本一大楠どんと秋まつりが盛大に催されました。

私は今回、学校給食に関する質問を通告しております。これまでも学校給食に関してさまざまなやり取りが行われてきておりますが、実際に給食を食べている子どもたちの目線を通した議論が不足しているのではないかとの思いがありました。

そこで、この秋まつりには多くの市民が集まり、その中には当然小中学生もたくさん来ていると考え、小中学生を対象にした学校給食に関するアンケートを実施いたしました。アンケートの結果は後ほどの質問のやり取りの中で明らかにしますが、その中で感じたことを一言申し上げたいと思います。

設問の中に、あなたの住んでいるところはどこですかという質問をしました。回答で、①旧蒲生町、②旧始良町、③旧加治木町、④その他から1つを選ぶものです。子どもたちの様子をよく見ていると、この設問に少し戸惑いながら、中には友達と相談しながら回答している子どももいました。

私たちにとっては何でもない質問ですけれども、合併から3年近くがたち、子どもたちの心の中では旧町ではなく、始良市民としての意識が強く芽生えてきているのだろうと感じました。

それと、約70人の子どもたちがアンケートに回答してくれましたが、協力を依頼すると、快く、そして真面目に答えを書いてくれたことにも感心いたしました。

先ほど申し上げましたように、アンケート結果については後で言及しますが、楽しみにお待ちしております。

それでは、さきに通告しておりました3つの事項について順次質問をまいります。

質問事項1、（仮称）松原小教職員住宅予定地とそれに関する事項について、質問の要旨、さきの議会において、（仮称）松原小学校の校長・教頭住宅については、新たに建設せず、民間の賃貸住宅を利用するとのやり取りがありました。財産に関する調書の公共用財産の教職員住宅の区分の中に、

松原小教職員住宅予定地3,452.72m²の記載があります。

以下の事項についてお伺いいたします。

1、調書によると、平成23年度中に取得したようになっておりますが、当該用地を取得した目的を伺います。

②現在、三又小学校跡地に別棟給食室の建設計画が進められておりますが、（仮称）松原小学校建設用地に隣接する当該用地への建設は検討されなかったのか。

③今後の同用地の利用計画はあるのか。

2番目の質問事項です。学校給食調理施設について。

産業文教常任委員会では、市内の学校給食調理施設の現状を把握するために、加治木地区、蒲生地区のセンター方式の調理施設と始良地区の自校方式の給食調理室の調査を実施いたしました。

調査時は、学校が長期休暇中であったこともあり、調理室内部までつぶさに目にすることができました。一部施設を除いて学校給食法の規定に則しておらず、施設設備の老朽化も進んでおり、同時に給食調理員の労働環境改善も大きな課題であると感じました。

学校給食在り方検討委員会で今後の学校給食の方向性について検討が加えられているようですが、以下の事項についてお伺いいたします。

①学校給食在り方検討委員会ではどのようなことが検討され、検討結果はどう生かされるのか。

②学校給食衛生管理基準では、汚染作業区域と非汚染作業区域等の区域の整理、前室の設置、ドライシステムの導入等について定められておりますが、現状の施設で対応は可能なのかお伺いいたします。

③施設設備の老朽化への対応はどうするのか。

④給食調理員の労働環境の改善策は検討されているのか。自校方式の学校で調理員の方が「夏に炊飯と煮物、揚げ物を同時に調理するときにはもう地獄です」と言われた言葉が頭に焼きついております。

3番目の質問事項、防災行政無線についてお伺いいたします。

防災行政無線は、災害発生時等に市民の安全確保を図るために設置され、これまでも市民生活に役立ってきております。同時に、市民への行政情報提供にも活用されてきておりますが、以下の点についてお伺いいたします。

①市民への情報提供について、どのような範囲で放送されるのか、規定等は設けてあるのか。

②蒲生地区では各戸に戸別受信機が設置されておりますが、デジタル化に伴う戸別受信機の設置はどうか。

③市の公共施設は、非常時や緊急時に避難所になることが考えられますが、戸別受信機の設置の必要性はないのか。

以上、壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（笹山義弘君） 登壇

湯之原議員のご質問にお答えいたします。

1問目の（仮称）松原小教職員住宅予定地とそれに関連する事項についてのご質問及び2問目の学校給食調理施設についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

3問目の防災行政無線についての1点目のご質問にお答えいたします。

防災行政無線は、電波法第26条の周波数割当計画により、市町村防災行政無線としての使用周波数

が定められており、また、同法第12条及び同法第14条に基づき付与される免許状に、無線局の目的が記されております。

したがって、防災行政無線からの放送内容は、防災や行政広報に限られ、始良市防災行政無線の管理及び運用に関する規則でこれを定めております。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

デジタル化に伴う防災行政無線戸別受信機の設置箇所につきましては、全戸に設置するのではなく、土砂災害危険地域にある住宅や屋外拡声子局からの音声が届かない住宅、指定避難所、公共施設、学校、病院などへの設置を計画しております。

なお、防災行政無線以外の情報伝達手段、例えば、携帯電話やパソコンへのメール配信やエリアメール、ラジオ、テレビなどからも同時に緊急情報が配信できるよう計画しております。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目の（仮称）松原小教職員住宅予定地とそれに関連する事項についての1点目のご質問にお答えいたします。

ご指摘の土地につきましては、平成5年に公共用地として取得いたしましたが、（仮称）松原小学校の建設が決定したことから、教職員住宅等の教育施設用地として利用することを目的とし、23年に帖佐第一土地区画整理地の換地処分にあわせて、教育財産への所管がえを行っております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

（仮称）松原小学校に隣接する敷地は、都市計画用途上、第1種中高層住居専用地域となっており、建設可能な建物が制限されております。別棟給食室は、複数校の給食を提供する調理場であるため、建築物の用途上、工場扱いとなり、建設することが困難な建物であることから、さきの本村議員のご質問にお答えしましたように、旧三又小学校跡地を建設予定地に適していると判断したところであります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

今後の同用地の利用につきましては、教職員住宅の建設はいたしません。まずは（仮称）松原小学校建設に伴う現場事務用地として利用をし、その後の利活用については、普通財産に所管がえする方向で協議が調っております。

2問目の学校給食調理施設についての1点目のご質問についてお答えいたします。

さきの本村議員のご質問にお答えしましたように、学校給食在り方検討委員会は、始良市の学校給食が安全・安心で質の高い給食を安定的に提供するとともに、効果的で効率性の高い事業運営を円滑に行うことを目的に、今後の本市学校給食のあり方について、基本的な方向性を検討するために設置いたしました。

検討委員会では、学校給食の基本的な考え方や食育の必要性、学校給食衛生管理基準の遵守、本市の給食施設の実態などを踏まえ、始良市の実態を見据えた学校給食のあり方について、本年度から来年度の2か年間にわたって検討していただき、来年度末に検討結果のまとめを報告書として提出していただく計画としており、検討結果については、今後の学校給食運営に反映させていきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

学校給食衛生管理基準では、基本的にドライシステムの導入が求められており、加えて、調理内容ごとに汚染作業区域と非汚染作業区域等の区分や前室を設置することが必要とされております。

本市では、加治木学校給食センターと始良地区の自校方式給食室では、それらの条件を備えていないことから、調理場の床に区域ごとに色分けしたラインを引き、目視での確認、手洗い、着衣の着がえや靴の履きかえを行う等の調理員が作業区域を意識することによる、いわゆる、ドライ運用ができるよう努力しているところであります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

加治木学校給食センター及び始良地区の自校方式給食室は、老朽化が進んでおり、建築後30年を経過している建物もあり、施設を改善するには、大規模な工事を伴うことになります。

現在は、施設修繕や一部改修で対応し、設備については、耐用年数に応じて年次的に機器の入れかえを行うよう努力しているところですが、今後、学校給食の在り方検討委員会の検討結果を踏まえ、施設設備の整備計画も検討していきたいと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

始良地区の自校方式給食室の給食調理員については、代表者が当該校の安全衛生委員会に加わっており、執務環境についての意見は述べられるようになっております。

加治木学校給食センター及び蒲生学校給食センターにおいては、毎日、ミーティングが行われており、その都度、執務環境について意見を述べる機会が設けてあります。

給食調理員の労働環境改善については、室温の確保等、学校給食衛生管理基準をクリアした施設・設備の中で勤務してもらうことが必要であり、今後、施設・設備改善も含めて、労働環境の改善に努めてまいります。

以上で、答弁を終わります。

○6番（湯之原一郎君） それでは、再質問に入ってまいります。

まず、教職員予定地の件でございますけれども、同用地を見たとき、松原小学校の建設予定地に隣接しておりますし、面積も3,452m²と、給食センターを建設するには十分な広さがありますので、素人目に見ても最適地のように思われるところであります。

答弁書の中にもありましたけれども、給食センターは用地が工場となり、建築基準法上準工業用地地域以上でないとは建設ができず、住宅専用地域等には設置できないということでもありますけれども、建築基準法の第48条ただし書きを適用しますと、この用地にも建設が可能ではないかというような気がいたします。

第48条のただし書き13に、第1種中高層住居専用地域について、ただし書きで、ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合においてはこの限りではないという、特殊ただし書きがございます。

この点については、検討された経緯はございますか。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、全くできないということではございませんで、言われましたようなことがございます。

その点につきましては、私どもも一応認識しておりましたけれども、工場とみなされるということで、そこに建設するためには周囲50m全世帯の同意が必要ということもあるようでございます。

建設をするにあたり、この同意が得られない場合にはできないということになりますので、期間を要するというので、今回、私どもといたしましては別なところにつくったほうが良いということで判断をいたしましたところでございます。

○6番（湯之原一郎君） その建設できるという認識があったのなら、その同意を得ようという努力はされなかったのでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） もう一つは、やはり道路をまたいだ向こうの敷地でございますので、いずれにしても、子どもたちをそこまで給食の運搬にやらせるわけにはいきませんので、いずれにしても、コンテナ室を学校につくって、そこへトラックで運ばなきゃいけないということは考えられました。これは非常に隣接した土地でありますけど無駄になるという判断をいたしましたところでございます。

○6番（湯之原一郎君） もう最初から旧三又小学校跡地ありきで話が進められていたんじゃないかというような気がいたします。

会議録を読み返してみますと、本年度当初予算の審査で、当時の笹井産業文教委員長が給食センターの建設用地について4,000から5,000m²の土地が、用地が必要との説明があったということを報告されております。

この給食センター建物自体の、先ほど提示されました、議会で提示されました給食室別棟建設途中経過報告の厨房機器の配置図から見ますと、給食センター建物自体の面積は大体1,100m²ほどあれば足りるんじゃないかと、私は想像するわけですが、この本年度当初予算の審査の段階で4,000から5,000m²の用地が必要であるという数字を提示された根拠は何なんでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） その建物がおさまればそれでいわゆる給食調理室というのはいいというわけではなくて、トラックの出入りがあるわけございまして、いわゆる運搬車の出入りを考慮して、それらの通路が確保されていなければいけないと、そういうこと、今回の別棟調理室については約1,100から1,200m²で検討しているところでございますけれども、全体の敷地としては約5,000m²近い敷地の確保が必要であるというふうに判断しているところでございます。

○6番（湯之原一郎君） 私は他の地域の学校給食センター建設計画を調べてみたんですけども、インターネット上ですが。大体建物の2倍あれば敷地としては十分であると、そのようなところが多かったように思いますけれども、ただいま教育長言われました1,200m²にしても、倍にしたとしても3,000m²もあれば十分じゃないかというような気がしますが、いかがでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほども申し上げましたように、いわゆる隣接地であっても、いずれにしても運ばなければならない、トラック、いわゆる運搬車をもってですね。学校敷地内に運ばなきゃいけないということもありましたので、いわゆるそういった無駄を考えた場合に、これは三又小学校跡地、これは今市有地でございますので、そこに運ぶというのは、また建築基準法上も無指定地域ということで、全く制限がないということで、そこを優先的に考えたということでございます。

○6番（湯之原一郎君） はっきり申し上げまして、この4,000から5,000m²の土地を必要とすることは、将来始良地域の、始良地区の自校方式の学校をセンター化するための用地確保の意味合いがあつてこの用地決定がされたんじゃないかというようなふうに私の勘ぐりかもしれませんが、そういう思いがありますが、その点はいかがでしょう。

○教育長（小倉寛恒君） 現在、始良地区の学校給食をどうするかということについては、始良市の学校給食在り方検討委員会で今検討してもらっているところでございます。

きのうの堂森議員の再質問の際にもお答えしましたように、今我々が最大の課題としているのは、学校給食の衛生管理基準を、この加治木学校給食センターと、それから始良地区の自校方式は全てクリアしてないということございまして、この衛生管理基準をどうクリアするっていうのは我々の最大の課題であります。それをクリアするためにどう考えるかということでありまして、まず今回の2校2園の給食別棟調理室についても建昌小学校の現在の給食室っていうのは、これ全く衛生管理基準をクリアしてないわけでありまして。

だから、そこにまず、そこを改築して、改修して、その基準をクリアしようとしたわけですが、それも無理だったと。だから、この（仮称）松原小学校のほうで考えた。これ、まあ困難だと。そういうことで、三叉小学校跡ということだったわけでございます。

基本は、この衛生管理基準を1つでも解消していくということでございます。

○6番（湯之原一郎君） それでは、この施設の件については、また後ほど質問させていただきまして、この要旨に関してですけれども、答弁の中で、小学校建設に伴う現場事務用地として利用したその後は、普通財産に所管がえする方向で協議が調っているという答弁がございましたけれども、私は松原小学校建設検討委員会の委員となっておりますけれども、その中で地域代表の方から、高齢者が利用できる施設を設計に反映してほしいというような要望があったように記憶しております。

その小学校校舎内にはそういう施設は無理だとしても、この今回、今話題にしておりますこの予定地について、そのような地域の方々からの要望を反映するような施設の建設というのは考えられないか。

あと、放課後児童クラブの設置の要望がされていると思いますけれども、そのような用地としては検討されていないのか、その点をお伺いいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 今後、現在の校長・教頭住宅用地につきましては約1,000坪以上ありますので、これについては今後普通財産として市長部局のほうにおいて検討されていくということになりますけれども、将来的にはそういった方向性というもの、ないわけではないと思っております。

○6番（湯之原一郎君） それでは、先ほどの質問と関連してきますけれども、学校給食調理施設についての質問に移っていきます。

先ほど、教育長の答弁の中にもありましたけれども、始良地区の自校方式の給食施設の建設時期を見ますと、最も古いもので昭和55年に建設された始良小で建築後32年が経過しており、新しいものでも山田小で24年が経過しているようであります。

ほとんどの施設が30年前後経過しておりますけれども、教育長は先ほども申されましたし、先日の

同僚議員とのやり取りの中で、一番大きな課題は衛生管理基準の順守であると答弁をされております。

このように老朽化が進んでいるわけですが、この施設設備の改修や機器の買い換え、あるいは施設の建てかえについてどの程度の緊急性があると考えておられますか。

○教育長（小倉寛恒君） 一番古いものが、今議員ご指摘の始良小の昭和54年というのがございます。33年経過しているわけですが、ここやはり数年が一つのめどになってくるだろうと思っております。この数年間の間に、やはりどういう方向に持っていくかということを考えていかなきゃならないと思っております。

先ほど申し上げましたように、自校方式であれ、センター方式であれ、衛生管理基準が順守されている形態であれば特段問題はないわけであります。

例えば、霧島市におきましては、これはセンター化を図ってきましたけれども、自校方式の中でも、この衛生管理基準を順守している4つの学校はそのまま残してあります。これはやっぱりいわゆる一元化と、センター化や一元化ということではなくて、そういった基準が守られておれば、それはそれぞれ残してるわけです。

ところが、加治木の学校給食センター及び始良地区の自校方式については、全くそういうのがないということで、現在、本年度から来年度にかけて今市民の方々に検討をしていただいているというところでございます。

○6番（湯之原一郎君） 産業文教常任委員会の所管事務調査の際に、市内のセンター、それと自校方式の学校を回ったわけですが、その際に、給食の在り方検討委員会で自校方式の存続か、センター方式への移行か、その方向性も出しているというような担当者からの説明がございました。

そういう意味から、在り方検討委員会で、例えば自校方式を存続する場合にはどの程度の経費が必要か。あるいはセンター方式への移行する際にはどれぐらいの経費が必要なのか。そういうのが非常に重要な資料となると考えますけれども、このあたりは試算されているのでしょうか。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

仮に現在の自校方式の給食室を建てかえるということにした場合には、今の衛生管理基準を満たすための調理機器施設あわせまして1校当たり約4億円程度が必要であるというふうに伺っております。給食センターとして大きなセンターをつくった場合でも約12億程度かかるというふうに聞いております。

以上でございます。

○6番（湯之原一郎君） そうしますと、現在自校方式が9校でしたか。9校ということは、単純に計算したら四九、三十六億円、センター方式の場合は12億円という、そういう、これは単純計算ですが、そういう数字が出てきますね。

今回、給食の在り方検討委員会を2年費やして方向性を出すということのようですけれども、かなり慎重に審議をされる気がいたします。

さきの同僚議員の答弁の中で、協議される報告書の内容については、園児・児童生徒数の動向、現在の学校給食施設と運営状況、学校給食衛生管理基準の順守、食育のあり方等を総合的見地から、今

後の学校給食の方向性を示されるものと期待しているというような答弁がございましたけれども、この初めの3項目については、すぐにでもわかる事項でございますし、食育のあり方は、多少時間を要する検討事項かもしれませんが、2年もの時間をかけて慎重に協議をするだけの必要があるのかなというような気もするわけですが、これだけ慎重を期して協議を進める理由は何なのか、そのあたりをお聞かせください。

ちなみに、松原小学校建設検討委員会は約3か月で結論を出していますけれども、そのあたりをお伺いいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 松原小の建設検討委員会というのは、もう既に基本設計というのはできておりまして、その上で委員の皆さんにご意見を述べていただくと。そして、修正をかけると、そういう程度でございましたので、そういう時間で十分達成できたと思っております。

この学校給食在り方検討委員会は、じゃ2年もなぜかけるのかと、これ慎重を期してというのは、そういう議員の皆さん方でもさまざまなご意見があるわけでございます。一般の市民の皆さんがさまざまなお考えをお持ちであるとすれば、それぞれ委員の方々は個人の立場だけではなくて、いろんな意見を聞きながら、そして考え方を述べていただく。

また、このいわゆるもう先般そういったセンター方式、あるいは自校方式の場所も見学していただきましたけれども、必要があればそういったものをまたごらんいただきながら、時間をかけて最終的には報告書をまとめていただくということにしておるところでございます。

○6番（湯之原一郎君） なかなか難しい問題で、まだお聞きしたいことも準備しておりましたけれども、ちょっと話のしようがない部分もありますので、次にもう移っていきます。

先ほど、子どもたちへの学校給食に関するアンケートのことをちょっとお話しましたけれども、そのことをもとにして少し伺ってまいりたいと思います。

子どもたちに、あなたは現在食べている学校給食に満足していますかという問いをいたしました。そうしますと、70人中61人、87%の子どもが満足しているというような答えが出てまいりました。

満足している理由に、多いほうからですが、おいしい、バランスがよい、量がたくさんある、好きなものが多い、嫌いなものも食べられる、メニューが豊富、バイキングがあるから。このようなことが挙げられておりました。

それから、これは少数ですけども、反対といいますか、満足をしていないという子どもさんもいらっしゃいまして、その理由に、量が少ない、嫌いなものが多いというような回答でした。

次に、学校、その給食時間について聞いたところ、時間が長いという子どもが70人中1人、時間が短いという子どもさんが70人中32人、46%、ちょうどよいというのが70人中37人、53%という答えが返ってきました。

この満足、不満足は別にして、この給食時間の長い短いについて、この数字について、教育長はどのように感じられますか。

○教育長（小倉寛恒君） 小学校の場合には、やはり低学年もございますので、ある程度の時間は確保されているわけでございますけれど、中学校の場合にちょっとやっぱり短いかなという気はしております。帖佐中学校が35分程度で、あとは30分程度で給食の配食から食事ということで、それで今、そ

それぞれの学校で努力してもらっているのは、とにかく4時間目の終わりを時間どおり守ってほしいと、そして給食、中学生ですから、準備するのは非常に早いわけですが、そして食事する時間を十分確保してほしいと、そういうのを校長会では校長にはお願いしているところでございます。

決して、ゆったりと食事するという時間は今の校時の中では確保されにくい状況に、中学校はあるというふうに思っております。

○6番（湯之原一郎君） 次に言おうとしたことを、今先に教育長のほうから答弁をいただきましたが、この11月16日に産業文教委員会で蒲生給食センターに出向いて、給食の試食を行ったわけですが、その際、この数字を裏づける話を栄養士の方から聞きました。

学校の時間割に余裕がなくて給食着に着がえて、配膳して、食べ始めてもよくかんで食べる時間がないと。余裕を持って食べてほしいが食べる時間がなくて、それが残食がふえる原因にもなっている。せめてあと5分食べる時間を延ばしてほしいというようなことを栄養士の方が言われました。

子どもたちのアンケートの中でも、あとどれくらい時間を長く欲しいですかという問いに対しまして、あと5分長くしてほしいという子どもさんが16%、10分が56%、15分が28%いるという数字が出てきております。やはり子どもたちも短いというのを実際に感じているんだと思います。

それぞれ学校によって給食時間の設定というのは違うということですが、再度検討していただいて、よくかんで食べなさいと、ゆっくり食べなさいということを常々言ってるわけですから、それが実際実現できるような給食時間の設定をしていただけるようお願いしたいわけですが、再度答弁をお願いいたします。

○教育長（小倉寛恒君） これは教職員の勤務時間等も影響しているわけでごさいます、今までといいますか、平成21年度までは勤務時間は1日8時間、いわゆる週40時間というものが教職員の勤務時間でありました。それが15分、各日短縮になりまして38時間45分ということになったわけでごさいます。

そういうことで、毎日の校時というものが非常に圧迫されるといいますか、後ろのほうで切れてきてるといことがありまして、非常にゆったりと、もちろん給食の時間は従前と変わらない時間確保されているわけですが、これ以上延ばせというのは非常に難しい状況にあるということで、とにかく時間を、例えば4校時を早く終わるとか、早く終わるとい、時間どおり終わるとか、そういうことで努力はしてるというところでございます。

○6番（湯之原一郎君） ぜひそのあたりはしっかり学校の主体で時間の確保をお願いしたいと思います。

それともう1点、栄養士の方の話の中で特に印象的な話がありましたので、それについてお聞きいたしますが、米飯給食に関してのことです。給食費の1食単価を比較しますと、パン食より米飯、ご飯給食のほうが安価であり、またご飯給食のほうが栄養のバランスがとりやすい献立ができるというようなことです。米飯給食の場合には調理員をふやさないとならないために市の負担はふえますけれども、子どもたちのことを考えますと、もっと米飯給食の頻度をふやすべきではないかと思っておりますけれども、そのあたりのことはどうお考えでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） かつて学校給食はほとんどパンだったわけです。それが米飯給食に切りかわってきて、最初は1日、それから2日、5日のうちですね。5日間のうち2日になった。今は逆転している状況であります。ただ、これを全て米飯給食にしますと、いわゆるパン業者がこれだけでやぱり企業として成り立っているところもあるわけでごさいます、倒産に追い込まれていくという可能性もあるわけでごさいます、これからまたパン給食も必要だということになれば、このパン業者というのは薄利多売で成り立っている企業でありますので、なかなかその手の挙げてがないというわけであります。その辺が今最低限の調和のとれた状況にあるというふうにご理解をいただきたいと思えます。

○6番（湯之原一郎君） おっしゃることはわかりますけれども、給食時間のことに關しても、米飯給食のことに關しても、誰のための給食なのか、視点が子どもじゃなくて、その周りのことに視点が回っているような気がしてなりません。このことについても私は所管の部門ですので、今後も注視していきながら見守っていきたいと思えます。

それでは、これ最後につけ加えますけれども、子どもたちのアンケートの最後に自由に記入してくださいということで、学校給食への要望を聞いたわけですが、パンを週1回にしてほしい、パン食のときは牛乳の量をふやしてほしい、麺類とパンはやめてほしい。これは同じ給食で麺類とパン類を出すのはやめてほしいという意味だと思いますけれども、また、子どもらしいところでは、スイーツやフルーツをもっと出してほしいとか、揚げパンを復活してほしい、そのような記入があったこともお伝えしておきまして、この件につきまして質問を終わります。

次に、3番目の防災行政無線の件について再質問いたします。

少し前語りが長くなりますけれども、ことしは私、米をつくっているわけですが、ことしは稲作農家にとっては受難の年のごさいました。台風による被害はなかったわけですが、田植え後の不順な天候とウンカ類のたび重なる飛来によりまして、秋にはトビイロウンカによる坪枯れが発生して、かなりの減収になった農家も少なくありません。

市の技連会では、水稻連絡板を設置して、病害虫の発生状況を農家に周知するようにしております。ことしは緊急連絡とわざわざ書いて、ウンカの防除の徹底を連絡板に掲示していただいたようですが、連絡板に気づいたときには既に手おくれたという農家も多かったようです。

ちなみに農業共済組合からいただいた情報では、始良市内で30.48haの被害届が出ており、この被害届を出していないもの、あるいは農業共済未加入の耕作者の面積を加えるとかなりの面積で、このウンカの被害が出ているというようなことです。

始良市内の農業人口は一握りで、大方の市民の方には関係ないことかもしれませんが、このような緊急事態の際は防災行政無線で情報提供はできないものか。ことしの場合、そのウンカの飛来がたび重なって、農家にとってもその農薬散布の適期が非常につかみにくい上に、昨年全く被害がなかったために、農家自体にも気の緩みがあったのも事実ですが、正確な情報が届くのは技連会ですので、このような緊急時の対応については防災行政無線を使った情報提供はできないものか。今回防災行政無線についての質問を出した中で一番お願いしたかったことはこの点です。この点については、ちょっと答弁をいただきたいと思えます。

○危機管理監兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

始良市防災行政無線の管理及び運用に関する規則におきまして、第3章で通信の運用を、第7条で通信の規則を定めているところでございます。

条文の中で、親局から拡声子局への通信は防災及び緊急を要する行政広報以外の用に使用してはならない。また、同条第2項では、親局から戸別受信機への通信は防災行政事務及び広報以外の用に使用してはならないと規定を定めているところでございます。

このようなことから、始良市内で緊急を要するそういう事案等が発生をすると、そういう恐れがあるということであれば、今後検討して対応してまいりたいということも考えております。

以上でございます。

○農林水産部長（安藤政司君） 今、湯之原議員のほうからありました緊急時の連絡網と申しますか、そういうものにつきまして、本年、水稲におきましてはウンカの被害が発生したところでありますが、緊急連絡につきましては、掲示板を利用して皆様に周知を図ったつもりであります。ただし、今後、結果としてはウンカの被害があったということで、農家の方々の水稲の振興会を使っての連絡、それと市長答弁にもありましたが、皆さん携帯電話等はもうご使用されておりますので、携帯電話等への配信、そういうものについて緊急連絡についての検討を進めていきたいというふうに考えております。

○6番（湯之原一郎君） 防災行政無線の運用のあり方については理解しました。なるだけ有効に使うためにも、今後も検討していただきたいと考えます。

あと、この答弁書に基づいて二、三質問を再質問いたしますけれども、蒲生地区では各戸に戸別受信機が設置されているということで質問要旨で申し上げましたが、答弁の中で、全戸に配置するのではなく、土砂災害危険地域にある住宅や屋外拡声子局からの音声が届きにくい住宅に設置するというような答弁でございますけれども、これ蒲生地区においても現在全戸に設置されているのを、全戸でなくて、そういう対象地域にしか配置しないということで理解してよろしいのでしょうか。

○危機管理監兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

議員が今申されたとおりでございます。

○6番（湯之原一郎君） それは時期はいつの時期になって、住民としては今まであったものがなくなるということについては、かなりのやっばり抵抗があると思っておりますけれども、そのあたりの説明といいますか、そのあたりをしっかりとっていただきたいと考えますが、その点についてお伺いいたします。

○危機管理監兼危機管理課長（犬童 久君） 先ほど答弁に少し追加をさせていただきますが、現在の蒲生地区におきましては全戸に戸別受信機が整備されております。今後デジタル化に伴った整備をする場合におきまして、先ほども答弁書でご説明を申し上げたとおりでございます。緊急災害箇所及び山間部で受信がとりづらいところ等に戸別受信機を設置してまいるということでございます。

申しわけございません。

デジタル化に移行する時期につきましては、加治木を25年度で整備することにしておりますけれども、予算も伴うことから、明確な時期はお示しをできないところでございますけれども、加治木が終了し、できるだけ早い時期に整備をしていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。失礼しました。

○6番(湯之原一郎君) その戸別の設置に際しましては、地域ごとに区分するのか、あるいは1戸1戸調査をして設置を決めていくのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○危機管理監兼危機管理課長(犬童 久君) お答えいたします。

今現在蒲生地区におきましても、電波伝搬調査はほぼ終了しております、中継局から受信がしづらいところは把握をしているところでございます。

そのようなことから、整備をするにあたりましては、統一といたしますか、一挙に整備をしていきたいということでの考えでございます。

○議長(玉利道満君) 湯之原議員、もう1回聞きたいことを言ってください。

○6番(湯之原一郎君) 私が申し上げたのは、その戸別受信機を配置するに当たって、地域ごとに区分していくのか、あるいはその一戸一戸調査をして配置していくのか、そこをお聞きしたわけです。

○危機管理監兼危機管理課長(犬童 久君) お答えいたします。

その伝搬調査で、ここは拡声子局で網羅できると、あるいは先ほどから言いますように山間部、受信できないところにつきましては、もうどこどこということがわかっておりますので一戸一戸の調査はいたしません。そこに20軒ある、もしくは30軒ある、この区域は受信しづらいと判明しておれば、その全世帯に戸別受信機を配備するというので考えております。

以上でございます。

○6番(湯之原一郎君) 最後に、これはちょっと耳にした件で、お願いといたしますか、ドクターヘリが飛来する際に、防災無線で飛来に対する注意喚起の放送が流れるわけですがけれども、そのことによって、やじ馬といたしますか、それを見に集まる人たちがいると。以前、蒲生高校に飛来したときに、放送を聞いて人が集まってきて、前を通る県道に車がつながって交通の障害になったり非常に危険な状態が発生したのに、消防署も警察も何の対処もしてなかったというような話を聞いております。そういう確かに注意喚起は必要なのかもしれませんが、その地域に限定するとか何らかの方法はあるんじゃないかと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○危機管理監兼危機管理課長(犬童 久君) お答えいたします。

今現在、ドクヘリが着陸をする周りの拡声子局から情報が発信するように今努めております。したがって、市内整備している全域に一斉に流してないところでございます。

以上でございます。

○議長(玉利道満君) これで湯之原一郎議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。45分から開会いたします。

(午前10時32分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時44分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

12番、川辺信一議員の発言を許します。

○12番（川辺信一君） 登 壇

壇上より1回目の質問を行います。私はこの一般質問にあたり、阿久根市、指宿市、湧水町、鹿児島市、霧島市、始良市の各図書館の運営実態を調べに行っていました。日本は資源の乏しい国ながら、世界第3位のGDPを有する経済大国でございます。その背景にあるのは、日本人の勤勉さや技術力、すなわち人材によるところが大と考えております。日本は教育に力を入れている国家です。まさに図書館は生涯教育、社会教育を兼ね備えた情報知識の宝庫であると思っております。本市の始良中央図書館の運営をよりベストに、別の言葉で言うならば、より利用者本位の運営ができないか質問いたします。

要旨1は、開館日数をふやし、また開館時間を早めることや時間延長はできないか。要旨2、貸し出し冊数を本の場合、5冊を10冊にできないか。要旨3は、図書館サービスの計画的実施や自己評価は行っているのか。要旨4は、指定管理者での運営は検討したのか。要旨5は、市職員の図書館の利用状況や図書館利用者カードの所持等の実態の把握はしているのか。

以上で、壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

川辺議員のご質問につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 川辺議員のご質問にお答えいたします。

始良中央図書館の運営についての1点目のご質問にお答えいたします。

中央図書館では、始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則に基づき、毎週月曜日と祝日及び特別整理期間などが休館日と定められております。ただし、祝日の中で各月に1回程度は開館し、市民の皆様の要望にこたえているところです。

また開館時間については、平成21年度から夏期休業中だけは中高校生の研修室の利用者も多いことから1時間早めて開館しているところです。

今後は利用者のサービスの向上を図る上から、平日に開館時間を早める必要があれば、入館者の利用状況を考慮し、また職員の勤務シフトとそれに伴う人員配置を含めて検討していきたいと考えます。

2点目のご質問についてお答えいたします。

貸出冊数の制限については、始良市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則に基づき、図書資料5冊以下と規定しておりますが、ゴールデンウィークや蔵書点検を行う特別整理期間及び図書館フェスティバルなどの場合、貸出冊数を5冊から10冊へふやし、利用者へのご要望にこたえております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

図書館サービスの計画については、年度末に自己評価や改善点及び利用者のニーズをもとに年間の

事業計画を立案し、それに基づき事業を実施しております。また自己評価については地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく、事務の管理及び執行の状況を外部評価委員に評価していただき、その内容を毎年度第3回定例議会に報告しているところです。

4点目のご質問についてお答えいたします。

始良市立図書館においては、資料の選書や除籍、学校や他の行政機関との連携など、中長期的展望に立ち、事業を継続的、発展的に実施することが求められていることや、新図書館統合システムが稼動したばかりであり、さらに改善すべき点も予想されるため、現時点では指定管理者制度の導入は検討しておりません。

5点目のご質問についてお答えいたします。

市職員を含め、利用者については、全てプライバシー保護の観点から図書館の利用状況や利用者カードの保持についての実態の把握はしておりません。

以上で答弁を終わります。

○12番（川辺信一君） 答弁書を見させてもらいましたけれども、現状の説明という点で見えておりますが、私は現状より利用者本意の図書館を要すべきじゃないかという観点で質問をします。

教育長にお尋ねしますが、県内で一番開館時間が多い図書館、逆に言えば休館日が少ない図書館はどこだと思いますか。

○教育部長（湯川忠治君） 開館日数の一番多いところは霧島市立国分図書館でございます。

○12番（川辺信一君） 私の調べたところでも、霧島市が一番開館時間が長い。失礼しました。開館日数が多いですね。そして始良中央図書館より開館時間も2時間半長いというふうになっておりまして、私から見たら理想に近い利用者本位の図書館運営をされているなということで、始良中央図書館もそういうふうに運営ができれば非常に理想的じゃないかと。利用者本位の運営になっているんじゃないかというふうに思っておりますが、なぜ霧島市ができて始良中央図書館ができてないか、その辺の状況はどうでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 霧島市の場合には、学習支援公社というところに業務委託をしているということで、そういう開館日ないしは開館時間というものの延長というのが可能になっているというふうに考えております。

○12番（川辺信一君） 霧島市は時間延長とか休館日が少ないというのは、市民の生涯学習支援公社というのを設けているわけですね。だから、答弁があったように5時以降とか土日のシフトとか職員とのシフトがありますが、その辺を含めて開館ができているということなんですね。こういったことは本市でも工夫すればできることですので、そういう考えはないか。どうですか。

○教育長（小倉寛恒君） 図書館の入り口の左手に、一般の市民の皆さんの利用者のご意見をいただく、そういった箱も設置してございます。そのいろんな意見、こういったものをそろえてほしいとかいう要望ありますけども、この開館時間とか開館日数についての要望というのは特に今までなかったとい

うふうに考えております。

○12番（川辺信一君） 一応要望がなかったということなのですが、後で触れますけども、本の好きな方は毎日1冊ぐらい読む方もいらっしゃるわけですよね。始良の場合、結構定年退職者とかそういう方が割と小まめに見えて、利用者数とかそういうのは県内で3番、4番というぐらい非常に利用はされておるんですけども、それをさらにグレードアップといいますか、私から見たらなぜそういう運営ができないかなというふうに、私の考えで見たら、やっぱり一つのお役所仕事ですね。何なのかと言いましたら、要するに職員の勤務時間、その辺をまず配慮しているわけですよね。ですから、休みが結構多いんですね。私が利用するんですけども、始良中央図書館の場合、年間85日も休みがあるんですよ、85日。今も特別整理期間中か何か知りませんが、まあ休んでいるかと思うんですけども。85日ということは、結構県内でも一番多い日数だと思いますね、休みが。ちなみに国分図書館は16日ですね、年間。ほとんど休みがないという状況でやっておりますね。

そしてさっきも申し上げたように、開館時間も朝9時から夜の9時までということで、本市の始良中央図書館よりも2時間半も長く開館しているということで、非常に利用者本位の図書館になっているという感じがしております。それで大分前から言われてますけど、「都市間競争」という言葉、教育長はどういうふうに認識してますか。

○議長（玉利道満君） もう一回。

○12番（川辺信一君） 都市間競争ですね。都市の間の競争ですね。

○教育長（小倉寛恒君） さまざまな行政サービスを類似団体の中で競うということなんだろうと思いますけれども、先ほど議員述べられていた始良市が85日休んだという、昨年はこの新図書館統合システムを導入したため、約1か月近く休館しているわけです。これは例年にないことでありまして、平常のペースでいきますと、ほかの19市の図書館に比較してもほとんど同様な開館日数にしているというふうに判断しております。

○12番（川辺信一君） 今私が答弁求めた都市間競争という認識はちょっと聞かせてもらえなかったように思いますが。そして、教育長の判断としては、今は要するに平均といいますか、横並びというか、ほかの市を基準にして、これでベストだと、ベターだというような答弁なんですけど、やっぱり上を目指さんといかんわけですよね、一番いいところを。何よりも市の政策として、鹿児島県でいちばん住みやすいまちづくりを目指しているわけですよ。さっき言った都市間競争ということは、都市の魅力の一つにこの文化施設、図書館というのも含められているんですね。図書館施設の充実が都市の魅力の一つにもなっております。そういった意味で図書館をよりやっぱり多く使っていただくというのが望まれるんじゃないかという観点で私は思っておるものですから、その平均とかいうことじゃなくて、一番いい状態で運営されている霧島市の国分図書館、これを見習ってできないかというふうに今申し上げたんですね。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

霧島市の図書館並みにするとした場合で考えますと、現状、今始良市中央図書館につきましては二交代制で職員が早番、遅番で出ております。これが霧島並みにいたしますと、開館時間が3時間程度延びるということになりまして、職員数をふやさないとその交代制が難しくなるということでもございます。開館時間の延長という希望、要望がたくさん出てまいりましたときにはそういうことも検討しなければならないと考えておりますが、先ほど教育長も答弁いたしましたように、今のところそういう要望があまり出ていないということで検討していないという状況でございます。

○12番（川辺信一君） 要望というより、先取りしてそういうものを市民に納税者に提供するという義務が行政にあるわけです。だから当然それやっていると云われたらそれだけのことなんですが、それをよりベターにベストにして魅力度をまだ高めたらいんじゃないかというふうに私は申し上げておるんですけども。それで職員の配置とか、要するに経費の問題が出てくるわけですね、経費が。それでその点について、後で触れるんですけど、要旨4ですか、4ですね。指定管理者制度、今1の項目の範囲で途中これをちょっと出しますけども、要旨4のところ指定管理者制度の運営は検討したかということで後で申し上げるんですけども。運営のやり方によっては、県内の市町村にもNPO法人にして経費を削減した上で、しかもサービスを現状維持、質を落とさないで運営している、そういった見本といいますか、現実そういう運営している図書館があるわけですね。だから、後で触れますけども、運営のやり方を変えれば、今の自分の職員の立場、役所の立場で考えているからそういう答弁しか出てこないわけですね。それをもうちょっと踏み込んで行政自体がそういう発想の転換をして住民というのは要するに市にとってはお客様なわけなんですよ。そういう観点で図書館運営もできないかというふうに今申し上げているんですけど、どうですか。

○教育長（小倉寛恒君） さまざまな一般市民の利用者の利便性、そういったものを考慮しながら、さまざま行政需要がある中で昨年度もいわゆる新図書館統合システム、約三千数百万円投じて、それを入れまして、そして加治木図書館、それから蒲生図書室、こういったものがリンクして、そして全ての方がどこからでも借りられる、そしてどこでも返せるというこういったシステム、利便性を考慮して投入したところですよ。漫然とこの行政事務を執行しているというわけではございません。

○12番（川辺信一君） この答弁書の中に、希望があればその開館時間は早めてもいいという答弁も出ておるんですが、私が調べたところを見ると、大体開館時間は9時から9時半がほとんどというか、多いんですよ。で、うちの場合は10時からということで、さっき申し上げたように結構始良も退職者の年金生活者の方もたくさんいらっしゃるんですけど、そういう方はもう結構朝からほかの図書館においては、並んで、9時半の開館のところを、もうその前から並んで待ってるという方もいらっしゃるみたいです。だから、10時というのはちょっと遅いんじゃないかなというふうに感じておるわけなんですけど、どうでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 一般の利用者の開館時間を早くしてほしいという利用施設またその他の公共施設を含めまして、利用者の状況を勘案しながら、必要があれば開館時間を1時間早めるということは可能でありますけども、今後検討していきたいというふうに考えております。

○12番（川辺信一君） 仮に、今早めるということで仮に1時間早めた場合に、9時から開館としますね。そうした場合に、開館の時間の何ていいますか、繰り上げというか、早目に閉館するというふうになるんですか。それとも1時間延長した中で運営ができると、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○教育長（小倉寛恒君） 当然、その開館時間を早めるということは、後ろのいわゆる閉館時間を早めることは全く意味がございませんので、開館時間を早めるということは、時間が長くなると。そのためにはやはり人員配置というのが必要になってくるということでございます。現有体制でいっぱいのところまで今やっているわけございまして、先ほど部長が答弁いたしましたように、早番、遅番ということで最低7人はその構内に、あるいは図書館内に配置して市民の皆さんに対応するという体制をとるとすればそういうことが必要になってくるということで、1時間延ばすことで大体最低3人は必要になってくるという状況でございます。

○12番（川辺信一君） 一応開館時間とか、要旨1については、とりあえず質問を終わりますが、次に貸出冊数ですね。これが本市の場合は一応5冊と、本の場合5冊となっておりますが、鹿児島市も5冊の分を10冊にふやしている。それでそのときに例えばお子さん連れの、子どもさんがいらっしゃる母親ですか、母親などが童話とかそういうのをよく見られるらしいんですけども、そういった利用で5冊より10冊あって貸し出しができて非常に好評を得ているということも聞いておりますけども、大体冊数においては、今10冊が平均的といえますでしょうか、そういうふうになってきておるんですが、そのあたりはどう考えていらっしゃいますか。

○教育長（小倉寛恒君） いわゆる先ほど答弁しましたように、この設置管理条例の施行規則ですね。図書資料については5冊と。ただゴールデンウィークとかそういった長い休日が予定される時期には10冊ということで、それは運用として取り扱っておるわけでございます。必要があれば、そういった取り扱いをしているということでございます。できるだけ頻繁に足を運んでいただければ一番いいわけでございます。10冊にふやして、それが効果あるかどうかということにはならないと思います。

○12番（川辺信一君） それは何ていいますか、取組みの問題であって、10冊にして、限度を10冊にして5冊借りてもいいわけですから、別に10冊したから10冊借りないかんということでもないわけですから、さっき申し上げたように本好きの方は、例えば湧水町の場合は制限なしなの、制限がないわけ。それで15日の貸出期間なんですけど、15冊ぐらい借りる方がいると。1日1冊のペースで読まれるわけですね。本好きの方は。結構湧水の場合はインターの近くにあるもんだから、遠方からも、その観光地、温泉に来て、ついでに寄って、隣に物産館みたいなものもありますから、そういう流れで来て、本を借りて帰ると。そういう方に限って、やっぱり返却のほうもちゃんとされているということですので、今の答弁から聞いたら、5冊で十分だというふうを受けとめるんですが、何か10冊にふやして支障があるんですかね。

○教育長（小倉寛恒君） そのそれぞれの個人の読書の分量といえますか、それによりけりだと思いますが、15日間以内に10冊、果たして普通読めるかどうかというのもありますし、この程度がというの

が今の目安としては5冊。ただ長期間にわたる休日などが続く場合には、そういった取り扱いをしているというところがございます。

○12番（川辺信一君） 今の答弁を聞いとけば、自分の個人的な判断で何かそういうふうに答えてらっしゃると思うんであって、さっき言ったように好きな方は1日1冊は読むんですよ。それ以上読む方もいらっしゃるかも知れない。その場合に5冊だったら、しょっちゅう来てもらえばいいということにもなるんですが、逆に言えば来るのもやっぱり時間と手間暇かかるわけですよ。そういった意味で湧水町は15冊、鹿児島市も10冊、霧島市にしても10冊ですよ。ほかのところもほとんど、指宿・阿久根10冊、そういった点ではそれで十分だと思っておるかも知れませんが、ちょっとその辺が行政のサービスから見たら落ちるんじゃないかなというふうに私は思っております。

それで2010年に小学生の貸出冊数が、公立図書館ですね、過去最高だったということなんですよ、小学生の。2010年ですね、一昨年ですよ。なぜだと思いますか。

○教育長（小倉寛恒君） 始良市の話ですか。

○議長（玉利道満君） 教育長、反問ですから。はい、どうぞ。

○12番（川辺信一君） 全国区です。始良市と言ってません。

○教育長（小倉寛恒君） 一昨年、小学生の貸出冊数が全国で最高だったというのは、よく承知しておりますけれども、始良市全体としてみても、ここ二、三年の傾向として、やはり読書の冊数というのは非常にふえてきているということは、傾向としては考えられます。なぜかというのはちょっと私は把握しておりません。

○12番（川辺信一君） これは、推測なんですけど、1つ目に、推測というか事実だと思います。1つ目に不況ですね。ここ20年ぐらい、デフレ経済といいますか、デフレ経済はここ10年ぐらいかも知れませんが、ここ20年、日本の経済というのは沈滞しているわけですね、縮小しているわけですね。停滞どころか縮小しております。それが原因であると。ですから、買うより借りたほうがいいわけですね、当然。お金を出すというのはやっぱり相当負担がありますから。それとかあとは歴史の本ですね。これを例えばマンガなんかにして読みやすく、読みやすい本がふえてきたということで小学生、そういった本で歴史の勉強をするということでふえた。

3番目に私が言いたいのは、貸出冊数の上限、これを引き上げたということも原因に挙げられているんですね。これもちゃんと結果が出るとんやないですか。教育長が今答弁したあれとは全然違う結果になっているわけだから、どうですか。

○教育長（小倉寛恒君） 貸出冊数をふやして、5冊から10冊、20冊ふやして貸し出しても、実際にそれぞれが読んで返すということに果たしてつながっていくかというのはちょっと理解できませんけれども。ただいたずらにふやすことが妥当なのかというのは、まだ今後の検討課題だというふうに思っています。

○12番(川辺信一君) いたずらにちゅうことじゃなくて、ほかの館も現実にやっているわけですよ。何もこれは予算も伴わないし、普通の答弁ですと、ほとんど予算問題で「検討します」とかそういう判断になってくるんですが、こういうことはもう規則をかえればすぐできることですね。別に議会にも諮らんでもいい。だから、こういうことはさっき言った都市間競争の図書館の魅力を高めるという点でも、始良市はあれでしょう、県内一の住環境の住みやすいまちを目指しているんでしょう。だったら、こんぐらいのできることは、すぐでもできることだから、ぜひやってもらいたいと思うんだけど、どうですか。

○教育長(小倉寛恒君) 一般の市民の方が足を運ばなくても、一番身近な図書館で、いわゆる図書館利用者カードを使って、どこの図書館からでも本は借りられると、そういう体制を昨年度、先ほど申し上げましたようにとっているわけでございまして、頻繁にそれはその利用者カードを使っていただければ、それは5冊であろうが10冊であろうが借りることは容易であるというふうに思っております。

○12番(川辺信一君) その冊数をふやすことに、何か懸念というか、困ることはあるんですか。

○教育長(小倉寛恒君) 現段階で具体的ないわゆる現場の、図書館の実情などを踏まえてこれは検討するわけで、ここで10冊、あるいは20冊ふやしますということは、今の段階で申し上げられないということでございます。

○12番(川辺信一君) 図書館の管理は今答弁したところでやっているわけですよ。何のためにここで今質問しているかといえば、ここで仮にそういう発想になったら、そういう指示もできる立場にあるんじゃないですか。

○教育長(小倉寛恒君) 現場の実情というのは、そういった利用者の返却の実態とか、そういったものはやっぱり十分勘案した上でそれについては検討していきたいというふうに述べたところでございます。

○12番(川辺信一君) 貸出冊数における教育長の認識というのは大体わかりましたが、次に、図書館サービスの計画的実施や自己評価を行っているかという点なんですが、ここには図書館協議会というのは出てきてないんですが、この執行の状況を外部評価委員に評価と書いてありますけど、これには図書館協議会も含まれるんですかね。

○教育長(小倉寛恒君) 図書館運営協議会というのは設置されておりますので、その中で今年度の取り組みイベント、具体的にどういうことを取り組んでいくかと、あるいは年間のそういった計画、そういったものをまずお示しして、そしてまた実際の取り組んできた成果、状況についてはまた運営協議会で諮っていくと。そういうことで実際の評価、次年度の取組みなどについて検討していただくというのが図書館運営協議会でございますので、それは年間通して運営しているという状況にございます。

○12番（川辺信一君） それで、その内容ですね、毎年度、第3回定例議会に報告しているということですが、これは議会に報告をするというんじゃなくて、この文科省の望ましい基準ですね、図書館運営の。これには、その結果を住民に公表するように努めなければならないというふうになっておるんですが、現状はしてないんですかね。

○教育長（小倉寛恒君） この図書館に限らず教育行政の事務の執行管理については、すべて外部評価委員の評価を受けて、そしてこれを評価結果を第3回の議会でご説明しております。当然同時に、一般の市民の皆さんにはホームページに掲載して全てごらんいただけるようになっております。

○12番（川辺信一君） ホームページも結構なんですけど、パソコンを持ってらっしゃらない方もいるし、ある程度高齢者の方、やっぱり文字の世界で慣れているから、例えば市報にそういうのも載せられるちゅうこともできるんですが、どうですか。

○教育長（小倉寛恒君） そのいわゆる外部評価委員に基づく評価結果というのは膨大な分量になります。一部掲載するということは可能でありますけども、全文を載せるというのは不可能だと思っております。

○12番（川辺信一君） それはもう一部でいいですよ。素人が見るわけですから、そう難しい、専門的なことじゃなくて、そういう今答弁された一部でもいいからそういうのを載せてほしいと、載せられるかということなんです。図書館の休館とかいうのも市報に載ってますね、お知らせが。そういう感じで出すということはできるんじゃないですか。

○教育長（小倉寛恒君） それぞれのいわゆる行政としての執行状況でございますから、全体としてやっぱり見ていただきたいというふうに思います。シリーズで分けて、例えば教育総務課とか学校教育課とかそれぞれ分けて掲載するというのは可能であるかもしれませんが、教育委員会全体でもやっぱり三十数ページありますので、このように一気に掲載するというのは難しいというふうに思っております。

○12番（川辺信一君） ですから、一部のものでしたらどうこうとおっしゃったから一部でもできんかということをおっしゃって、何もそう難しく解釈する必要はないんじゃないですか。

○教育長（小倉寛恒君） 一部といっても図書館の一部を掲載するというわけにいきませんから、図書館の全文を掲載していかなきゃならないということになります。分量的に結構出てまいりますので、一部を見ていただくというのはやっぱりなじまないというふうに思っております。

○12番（川辺信一君） この住民に公表する、広く知らせると、それに努めなければならないということだから、ただホームページ出したからそれで終わりと、そういうことじゃちよつとつまらないと思いますよ。住民の立場に立ってないんじゃないですか。どうですか。

○教育長（小倉寛恒君） 一般の市民の皆さんすべてに広報できるしかるべき手段があれば、それはこの結果についてはお知らせしても何ら問題はないわけでありませけれども、現在のところホームページに掲載している全文を見ていただくということしか今のところは考えておりません。

○12番（川辺信一君） その中で、図書館サービスの計画的実施や自己評価、この中で数値目標を図書館協議会の協力を得つつ策定すると。そしてそれに対して自己点検ですね、及び評価を行うということなんですが、そういう数値目標とかそういうのは設けてらっしゃるんですか。

○教育長（小倉寛恒君） 数値目標というのは、特にこれは一般の市民の皆さんが利用していただく、受動的な立場にあるわけでございますので、よりよく利用していただけるような形態はとりながら、利用者の利便性を図りながら、受動的立場でこの図書館というのは運営しているわけでありませ。何冊貸し出そうというそういった数字目標があるわけではございませ。しかしながら、成果として、結果として考えますと、350日あけている国分の図書館よりも貸出冊数は多いですし、入館者数はほぼ同じぐらいの数でありますので、現在のところ数字的にはそんなに始良市のこの図書館運営がまずいとは思っておりませ。

○12番（川辺信一君） まずいというふうに言ったことは一言もないんですが、自分で勝手に解釈されているようですが。その中で図書館協議会のメンバー、これ私見たら、大体教職が多いんですね。これを見たら、文科省のそういう望ましい基準というんですか、それにおいては多様な人材をメンバーに据えるというふうになっておりますが、例えば私が思うに、小学校・中学校・高校生ですね、そういった学生というのはいかぬか、これ図書館協議会のメンバーにはなれないか。

○教育部長（湯川忠治君） 図書館協議会条例がございまして、その中で委員について規定がございませが、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のあるものの中から委員を任命するという形になっております。今おっしゃいました学生さんを委員にということ（発言する者あり）この中で当てはまるといたしますと、学校教育の関係者ということになると思ひませけれども、現在の委員の構成を見ながら、ちょっとその辺はまだ今後検討してまいりたいと思ひませ。

○12番（川辺信一君） それでございませ、というのがやっぱり小中高というのは今から人生が長いわけですよね。だから、いろんな意味で読んだものが頭にも入るし、そしてまたさっき最初申し上げたように、人材の育成に知識とかそういった面で非常に小中学生というのは非常に何ていいますか、そういう習得ができる状況にありますから、そういった人をメンバーに加えたらいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、今さっき答弁の中では、学識経験者とか何だかんだ難しいのが出ておりますけれども、単純に考えたらやっぱり読書というのは子どもが結構多いわけですし、図書館というのはございませ、そのあたりもいろいろ希望を聞く、いろんな意見を出してもらおうということで全国的にこれ例がないかちょっと調べて後で報告してもらいたいと思ひませ。

○**教育部長（湯川忠治君）** その委員構成のメンバーが全国的に把握できるかどうかはちょっとわかりませんが、その辺をちょっと調べてみたいと思います。

○**12番（川辺信一君）** 要旨4に移りますけど、指定管理者での運営は検討したかということなんですけど、この答弁を見たら、したのかしないのかわからないんですけども、現時点では導入を検討しておりませんということなただけど、検討したのかどうか。

○**教育部長（湯川忠治君）** 先ほど教育長が答弁いたしましたけど、現在システムを導入いたしまして、今後どういう状況が出てくるかわからないということで、その辺の状況を見ながらということを考えておりましたので、現在のところはまだ検討はしておりません。

○**12番（川辺信一君）** これ市長の公約でも、これ載ってるんですけど、行財政改革の中で公共施設の管理についてはできるものは全て民間委託し、行政経費を削減しますというふうにこういう公約を出して、選挙広報に今書いてあるんですけど、ということは図書館については追記を設けたということになるんですか。今事情はちょっと聞きましたけど、何かシステムが変わるからどうこうということなんですけど、検討すらしていないということはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○**教育長（小倉寛恒君）** 県下の各市において指定管理者制度を導入した図書館もございますけれども、この始良市としては現在図書館として取り組んでいる管内奉仕のさまざまなもの、例えば小学校への出前講座だとか、あるいはブックスタートだとか、あるいはそういった自由研究学習会とか、さまざまな講座を設けております。要するに生涯学習の一つの最終的な拠点として図書館というのは位置づけております。そういった機能が損なわれないような指定管理者制度であれば、それは今後検討していかなきゃならないというふうに思っておりますし、また現在は今のところは昨年導入した新図書館統合システムを完全に軌道に乗るまでは今のところは直営方式で考えていきたいというふうに考えております。

○**12番（川辺信一君）** 今の状況で、例えばタブーとされてきたんですけど、電力の総発電の分離ですね、こういったものも今現実的に議論されるようになってきたんですね。現実においてNPOで運営しているところは結構私が回ったところに何件かありますけど、経費削減が相当できているんですね。例えばあるところでは年間直営で7,500万円かかっておったのがNPOにかえて4,900万円、ですから、2,600万円、年間節約できた。3年で見たら8,000万円ぐらい近いですね。削減効果はできたということなんですけど、そういうことも図書館の館長に行って聞きましたら、図書館は指定管理者にはなじまなんのじゃないかと。前の片山総務大臣が、やっぱりそういう図書館というのはちょっと指定管理者にはなじまないんじゃないかということを言っておりましたが、それについても今言われたサービスですね、貸し出しだけでなく、レファレンスサービスとかいうのもありますね。今言われた出張して学校の児童に対する案内とか指導ですね、その辺もNPO法人にかわったから、できなければちょっと質が落ちるといことになるんですけど、それはそれでできていて、経費を相当削減できたというふうな実態もあるもんだから、そのシステムが完了するのはいつごろですか。

○教育長（小倉寛恒君） システムそのものは現在稼働しているわけですが、現実にはそういった問題点は何かと。いわゆる今問題があるとすれば、その返却された本のいわゆる回しといいますか、それを元あった図書館に返納していくということがまだ滞ったりしている状況がございます。問題点としてはそういうところがあるかと思っておりますけれども、今後この指定管理者制度導入については、全くノーというわけでもないわけでありまして、そういった現実県下で7市が取り組んでおりますけれども、そういったところの課題、あるいはメリット、そういうものを考慮しながら、今後検討していきたいということでございます。

○12番（川辺信一君） さっきちょっと触れたんですけど、まだ指定管理者制度を実現していない段階から言うのはあれなんですけど、それを一つのNPO、指定管理者にしない理由として、いわゆる今で言う官制ワーキングプア、これがちょっと危惧されているということなんですけど、それも例えば管理者と自治体で労働協約をそれについて結ぶと、ああすいません、労働協約じゃないんですね。そういう給与ですか、待遇ですね、待遇についても民営化になったから相当削減しなさいということではなくて、そのあたりの配慮をすればいいんじゃないかというふうに思っておりますけど、その辺の労働条件を考慮ですね、自治体と管理者が。そして事前に協定を結んでいるという施設が62%あるんですよ。だから、こういうのもすれば、指定管理者にNPOに任せるにしても、そういうワーキングプアの、官制ワーキングプアですね、これの発生も防げるというふうにもなっておりますので、さっき言ったように、聞いたらシステムはもう完了しているとおっしゃったわけだから、もう例えば来年度からでもするしないは別にして検討だけはできますか。

○教育長（小倉寛恒君） そういった今先行して実施している7つの市がありますので、そういったところを状況を調査しながら今後検討をしていきたいということでございます。

○12番（川辺信一君） 要旨5の市職員の図書館の利用状況や図書館所持の図書館利用者カードの所有等の実態把握はしているかということで一応出しておりましたけど、プライベートなことで、プライバシーだからしておりませんということなんですけど、これは法律的にできないんですかね。

○教育長（小倉寛恒君） 利用者カードでは、そのいわゆる利用者カードを申請する場合には住所と氏名と年齢、それから連絡先ですね、その程度しか記入しないようになっております。それを職員がどういった読書傾向にあるとか、何冊年間読んでいるとか、そういったものは憲法に保障された思想、良心の自由に反するわけでありまして、そこまでは調査しないということでございます。

○12番（川辺信一君） 市のこれにも書いてあります、人材育成。いいことが書いてあると思うんですよ。自己啓発ということなんですけど、会社等においてはいろいろそういったアンケートをとっているところもあると思うんですけど、ただ市の職員でなぜこういうことを質問するかといえば、例えばここにいる職員というのは大体管理職ですよ。やっぱり管理職というのは、部下を指導する立場にあるから、相当な広い知識とか専門分野とかその他の教養を、その辺を育んでもらうという点で、本を読むというのは一番いいですよ、いろんな世界が見聞できるわけですからね。そういった意味で

率先して市の職員は図書館を利用してもらいたいし、そういうふうに思っておるところなんですけど、その実態は把握できない、できてないということなんですけども、市の職員というのは、やっぱり市の公共施設、図書館もそうなんですけど、率先して利用する、それで宣伝もするという立場にあると思うんですけど、どうですか。

○教育長（小倉寛恒君） 今利用者カード全体で発行しているのは5万3,500枚ぐらい発行しております。そのうち始良市民が4万8,500ぐらいです。ですから、ほとんどの職員はこのカードそのものは利用していると思うんですけども。ただどれだけ読んで、どれだけ身につけるというのは、これはまたそれぞれの立場において読書というのは特例されるべきことであって強制されることでもないと思います。

○12番（川辺信一君） 当然強制はできないんですよ。だけど、そういう指導って言ったらかかしいですけど、そういうものを市の管理職といえれば一番責任者が市長なんですけど、それみずからそういった姿勢でおれば、やっぱり職員にもそれが伝わるし、そういうものでやっぱり切磋琢磨すると思うんですけど。一つのノルマじゃないですからね、別に強制はできないんですけども。さっき申し上げたように、ここにいらっしゃる方はほとんど管理職なわけだから、それなりに広い知識と教養を身につけてもらいたいというふうに思っているものだから、そういうふうに申し上げたんですけども。自己管理なり自己啓発ということでの答弁なんですけど、私としましては、県内一使いやすい、利用頻度の高い住民本意の図書館運営をしてもらいたい。行政の立場、役所の立場ね。お役所仕事じゃなくて。そういった観点ですれば霧島市みたいにちゃんとほかの業者でも自治体でもできているわけだから。あとはだからやる気の問題だと思うんですけど、どうですか。

○教育長（小倉寛恒君） こういった公共的な、行政自体が公共的なサービスでありますけど、特にそういった図書館などは一般市民に直接利用していただく機関でございますので、これは利用者本位で全てを考えていくということは大前提であると思います。今後そういった改善の必要があるものについては、可能な限り、また予算も伴うわけでございますので、そういった状況も勘案しながら、最大限市民の皆さんにサービスできるような体制で臨んでいきたいというふうに思っております。

○12番（川辺信一君） ですから、予算でいえば、NPO法人なり指定管理者制度を使えばもう削減できるということはもう明確なわけですよ。そういった意味で指定管理者制度の図書館の検討というのをする必要はあるんじゃないかというふうに申し上げているわけですが。今の答弁でわかりましたので、私としましては、鹿児島県で一番住みやすい住環境を目指している市としては、やっぱり県内一の魅力のある図書館運営、運営ですね、要するにハードはもうあるわけですから、運営のやり方として、工夫すればそういったふうにして霧島市みたいに利用者本位、住民本意の図書館と、よりそういったものに近づくとしますので、答弁は要りませんがそれで終わります。

○議長（玉利道満君） これで川辺信一議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。午後からの会議は13時から開きます。

（午前11時42分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後0時57分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

29番、森川和美議員の発言を許します。

○29番（森川和美君） 登壇

今回は4点について通告をいたしております。早速質問に入ります。

まず1点目、行政改革大綱実施計画について、要旨1、先日行政改革大綱実施計画の23年度の進捗状況報告書が提出されました。おおむね順調に進んでいるようではありますが、職員の定員適正化計画に基づく削減及び時間外勤務手当の削減、さらに臨時職員の削減が不十分ではないかと感じております。今後の検討内容をお示してください。

要旨2、行財政改革と事務の権限移譲と並行して進めなければならないこの厳しい現状をどのようにして乗り越えられるのか、お伺いいたします。

2点目のイオンモール株式会社の出店計画について、要旨1、平成26年2月、3月ごろにオープンとされているイオンモール株式会社のその後の進捗状況をお聞かせください。要旨2、大型店と地域商業者との関係を規定した旧大店法が大幅に改正されての今、イオンモール（株）出店について大店立地法に基づき、出店計画の説明会を開くと同時に、地域貢献計画書を早急に提出させるべきではないか。3点目、勤務時間中の禁煙についてでございます。このことは今回で3回目になると思うんですが、要旨1、職員の健康増進を図るため、またたばこを吸わない職員との不公平、時間の無駄等々から、喫煙本数を減らす、さらには禁煙する職員をふやす目的で勤務時間内の禁煙を施行する考えはないか。

要旨2、喫煙の問題は今まで2回質問をしてきましたけれども、WHOの推計では、たばこが原因で亡くなる喫煙者は世界で年間約510万人とのことだが、こういったことを含めてこらで決断すべきではないか、お伺いいたします。

最後の4点目、あいらびゅー号運行について。観光事業として平成23年度からあいらびゅー号を運行し、市長が政策の一つで強い考えを示されて運行されておる、このあいらびゅー号、これが今までにどういった地域に活性化及び交流人口をもたらしているか、その目的としているわけですが、費用対効果が私にはあまり見えないわけです。そういうことから以下の、1点目、あいらびゅー号の乗車人数、23年度の乗車人数はつかんでおるんですが、それとあわせて本年度のある一定期間までの乗車人数も後ほどお知らせください。2点目、市内、市外、県外、それぞれの乗車人数、3点目、どこにどういった貢献をしているか、お知らせください。最後の4点目、平成25年度もずっとこの継続事業と考えられますが、その際に乗車料金を1,000円以上にすべきではないかということでございます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

森川議員のご質問にお答えいたします。

1点目の行政改革大綱実施計画についての1点目のご質問についてお答えいたします。

本市の目指すべき行財政運営の姿を市民サービスの向上と健全な財政運営とする行政改革大綱に基づき、行政改革大綱実施計画に沿って、各実施項目の取組みを進めているところであります。まず職員の削減が不十分ではないかのご指摘であります。本市の定員適正化計画については平成28年4月1日までに、新市においてさらに30人を削減目標として設定したところであります。この目標値は平成22年度時点での全国一般市の職員削減率が平均8.6%であることから、行財政改革が進んでいると思われる合併していない類似団体と比較し、設定したものであります。

計画の中では、期間中に新たな行政需要への対応や当初は把握しきれていなかった今回のような権限移譲事務の増加などの変動要因が発生した場合には、必要に応じて目標の見直しを行う旨を述べているところでありますが、現段階においては見直しは行わず、設定した目標達成に向け努力してまいります。

次に、時間外勤務手当の削減が不十分ではないかのご指摘であります。合併直後の全庁的に時間外勤務が一時的に急増した時期と比較し、現在安定してきております。しかしながら一部の部署においては、恒常的な時間外勤務が発生しているところもあります。

改善策としましては、事務量の均等化や平準化、業務の協力体制、ノー残業デーの奨励、部下に対する目配りや気配りなど管理職員の役割が重要であると考えておりますので、今後も時間外勤務の削減については職員意識を改めるとともに、さらに改革に努めてまいります。

また臨時職員につきましては、業務の必要性・特殊性・継続性などによる雇用であり、市政運営のためには重要な役割を担っており、現状においては欠かすことのできない存在であると認識しております。臨時職員の位置づけを明確にし、処遇改善などを図るとともに、始良市の職員であるという臨時職員の意識改革も行う必要がありますが、同時に臨時職員を必要とする事業の趣旨や意義等を再度検討する必要もあります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法が制定されて10年以上が経過いたしました。依然として地方の財政は地方交付税や補助金などに頼らざるを得ない状態にあります。地方分権の中で権限の移譲が進み、財源及び人的な課題は残されたまま国や県の事務は市町村に移管され、歳出抑制、職員削減、事務量の増加などそれぞれ矛盾した課題は山積みしたままであります。

このような中で地方自治が持続可能なまちをどのように形成していくかということは、今後の大きな命題であります。私も国に頼らず市町村が自立できることが地方自治体の理想であると考えておりますが、現実的には困難であります。現段階では国と地方のルールの中で、さまざまな知恵を絞りながら行政運営を行い、適正な財政の範囲内で自己責任において各種事業が完結できるようなまちづくりを目指していきたいと考えております。

そのためには、組織機構の見直し、事務事業の見直しと効率化の推進、再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員の有効活用、職員の能力向上など、単に職員を削減するだけではなく、行政組織の簡素化や事務効率化へ向け、総合的に取り組んでまいります。

2問目のイオンモール株式会社の出店計画についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

今回のイオンタウン株式会社の出店計画につきましては、現在、都市計画法に基づく開発行為申請のため、境界確定などの作業を行っておりますが、一部面積等が確定しないなどの理由から開発行為

の申請がまだなされていない状況でありました。しかし、今般、再度確認をしましたところ、問題は既に解決し、最終的な作業をされているとのことであります。また大規模小売店舗立地法に基づく説明会につきましては、開発行為が申請され次第、本市の大規模小売店舗設置者に求める地域貢献に関する指針により、周辺地域の生活環境保持に関する意見なども必要になりますので、早急な対応を求めてまいります。

次に、3問目の、勤務時間中の禁煙についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

勤務時間中の喫煙につきましては、安全衛生委員会などでも協議を行い、喫煙者がモラルを持って業務に支障のない範囲で喫煙するように取り決めております。また喫煙者のモラルとして始業後、就業前、休息时间前後の時間帯につきましては禁煙することとし、部長会など機会あるごとに指導しているところであり、わずかではありますが、喫煙者数の減少も見られております。

さらに職員の健康の観点からも、毎年5月31日の世界禁煙デーや、同日から6月6日までの禁煙週間にあわせた禁煙、節煙の呼びかけや、禁煙外来の紹介なども行っており、今後も引き続き職員への禁煙、節煙への取組みを促していきたいと考えております。

4問目のあいらびゅー号運行についての1点目と2点目のご質問につきましては関連がありますので一括してお答えいたします。

平成23年度の実績といたしまして、運行回数154回、乗車人数は3,010人で、乗車された方の内訳は、始良市内564人、始良市外2,196人、県外250人であります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

具体的な貢献の一つとしては、本市の観光PR効果であります。テレビ・ラジオでの取材、放送や新聞、雑誌などの記事掲載分を広告換算いたしますと、約3,850万円の効果があると試算しております。そのほか乗車客による各地域での昼食、特産品、商品購入などの波及効果があります。また市内の各店舗・観光スポット・伝統行事・工場見学などについて、家族、友人、知人への口コミ効果もあり、各地域での販売促進につながっていると考えております。

さらに、マイカーの使用が難しいシニア層には、土地勘がなくても定期運行により確実に現場へ行けるというわかりやすい観光誘客PRが本市観光に大きく寄与していると考えられます。

また飲食店に関しては、バス乗車後に再度個人客としてのリピート効果も出ており、始良市勢向上の大きな要因になっていると考えます。

4点目のご質問についてお答えいたします。

現行料金500円を1,000円以上にすべきではないかのご質問であります。自主事業となったことから、料金の値上げについて再三協議しているところであります。現在は乗車料金がワンコイン500円という手軽さから利用者もふえており、3点目でお答えしました波及効果も生まれてきておりますので、当分の間は料金についての分析も含め、運行等について検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○29番(森川和美君) 質問に入る前に、市長の考えを1点だけ、これ関連することになりますので。私はこの職員の定員適正化・削減、時間外の勤務手当の削減、臨時職員の削減を質問をしているんですが、私の考えは、職員を削減するのであれば、給料はカットすべきではないと。どちらかを私はやるべきだと考えているんですよね。そのことについて、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 定員適正化計画につきましては、類似団体との比較、いろいろとそれらを精査し、また事務量との均衡、いろいろと検証する材料はいろいろ持ち合わせてしなければならないということでもあります。議員ご指摘のように網をかけたようなその一元的なカットということについてはいかがなものかというふうに思います。

○29番（森川和美君） 今国、あるいは住民サイドでは、職員を削れ、給料も削らんかと、あるいは国のほうで地方公務員も含めて退職金まで削減をする大合唱みたいなことになっているんですが、私はこのことについてはいかがなものかというふうに考えて、この内容については、また次回でこの問題1点に絞って先ほどの同僚議員を参考にしながら、やっぱり詰めていかならんというように考えております。

そこで1点目の要旨1, 2を合わせてお尋ねをするわけですが、定員適正化計画に沿って28年4月1日までに30人を削減目標としておると。現在もその方向でされておるわけですが、この定員適正化を進めていく、いわゆる体制ですね、どのような体制でどのような経緯で今まで、あるいはこれから進まれていかれようとしているのかお聞かせください。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えをいたします。

まず皆様に昨年度策定しました定員適正化計画の中に4ページ以降にこの30名の削減の趣旨と、それからその数字目標を定めた積算についても記載してありますけれども、大まかに内容を簡単に説明させていただきたいと思います。

まず平成17年から県の集中改革プラン、これに沿って、各3町ごとに定員適正化計画をしておりました。その結果、5年間で79名の11%カットをしております。それを踏まえて22年度合併後に定員適正化計画に基づく計画をするときに、これを参考の、考慮しながら策定しております。

市長の答弁の中にもありましたように、全国の一般市でいいますと、8.6%削減ということを行いますと、県内でもトップクラスの定員適正化計画削減をしておったということになります。その後、策定にあたりまして、先ほど市長が答弁しましたように類似団体、まず合併している市町村との比較をしたときには、うちの職員が58名少ないほうであります。と同時に、今度は行革大綱、行革を進めている合併していない市と比較しますと、28名職員数が多いこととなります。そういう関係で今回ことしのこの第1次の定員適正化計画については30名削減という数字を目標を定めております。と同時に、九州管内及び県内の市町村の状況等も踏まえて考慮しておりますので、県内でも鹿児島市に次いで、一人当たりの職員が対応する住民数は、要するに住民数が多いのも始良市のほうが2番目ぐらいということで、職員は相当数やっぱりそれだけの住民対応をしているというような形で、今後さらにこれを踏まえて第2次定員適正化計画も策定しなきゃなりませんので、それを踏まえて今後進めていきたいと思っております。

○29番（森川和美君） そこらは大体私もわかっておるんですよ。ただそのチェックをする、しながら適正化していくわけでしょう。そこを聞きたいんですよ。例えば、何らかの組織をつくって、体制をつくって、各係課部を掌握しながら、よそのことをいう必要はないんですよ。我が始良市の体制がつくってあるわけですから、あるいは財政も環境もいろんな意味で違うわけですから、そこを強調し

たいということはよくわかるんですよ。わかるけども、本市に適した定員を定めていかならんわけでしょう。その経緯を私は聞きたいんですよ。

例えばですね、普通、五、六人の総務部長当たり、副市長なんかも含めて、五、六名ぐらいで最終的決め方をされると思うんですよ。その以前のことを私は聞きたいんですよ。そこなんです。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えいたします。

今回この適正化計画を定員を削減という形の中での協議になりますと、さっき言いましたように、今回出したように組織機構の見直し、そういう、それから事務分掌の見直し、それからそういう形を協議をしながら、それと昨年実施しました各部の聞き取り調査等を踏まえ、それを踏まえ、さっき行革大綱の組織が庁舎内にありますので、その辺を踏まえた検討をしていくと。その中で今回地域一括法をどういう形の中で権限移譲で事務量のふえる部署もありますので、それを踏まえ、どの程度の件数があるかを踏まえた中で、関係部署と協議をしながら、定員の削減のほうに持っていくというふうな計画を立てていくというふうにしたいと思っています。

○29番（森川和美君） もう少し簡潔に答えてくださいね。私が申し上げたいのは、今室長は「各部の」という声を吸い上げるということでしたね。そうじゃなくて、一番末端の職員、係の現場の声を吸い上げていらっしゃるでしょうか。簡単に。

○行政改革推進室長（小野 実君） 昨年度、各部署の聞き取り調査をしたときには、各部署の担当の係長、課長の方々に職員の声も聞いた上での聞き取り調査、全員に聞き取り調査をするのはなかなか難しい体制ですので、それを踏まえた中で各課ごとに聞き取り調査をしたところでございます。

○29番（森川和美君） それでは、具体的にお尋ねしますが、この定員の適正化及び時間外勤務、臨時職員の関係にあわせてなりますが、一例を挙げて申しわけないですけども、加治木の図書館に先月、ほかの用事でちょっと立ち寄ったんです。あそこは臨時職員合わせて何名いらっしゃいます。

○教育部長（湯川忠治君） 臨時職員あわせて6名だと記憶しています。6名。

○29番（森川和美君） ということは、現場の声を全然、現場の状況をつかんどらんですね。あそこの図書館に私が大体1時間ぐらいおりましたよ。あの隣の資料館ですかね、あそこ等うろうろしながらですね。そうすると、当時3名ぐらいいらっしゃいまして、少しお話を聞いたら、2名ですかね、正職が2名で臨時職員さんが4名、それが交代でというような話でしたが、1時間ぐらいの間に、利用客が1人でしたよ。そして、ああいった状況から見ますと、蔵書数もこの中央公民館の10分の1もあるかないぐらいですよ。そうすることが、こういったところを踏まえて私はこのような質問をするんですが、全然現場をつかんでないじゃないですか。どうですか。

○行政改革推進室長（小野 実君） 今回、先搬のところでもお答えしましたように、合併協定で総合支所方式という捉え方をしておりますので、これを今の段階では継続するという形をとりますので、その中で各部署ごとに職員の数云々の聞き取りはしますけれども、直接現場にいてどうのこうのという

のをしておりませんので、個別な回答というのはなかなか私のほうでもすべてを把握しておりません。

○29番（森川和美君） それでは、適正にならんのじゃないですか。現場をいちいち、現場を確認するのが一番大事なんです。そして現場の声を聞く。それが足りなくて人数だけを最初決めて、いろいろな格好をつけながら削減していくというのは、必ず行き当たる、壁に当たるんですよ。そういうところで私はすべて削減削減というふう聞こえますけども、私の基本としたいところは、現場に合った、減らすところは減らしてふやすところはふやすという観点で、これを質問しているわけですよ。ということは、あらゆる部門をしっかりとつかんでおらないと思っよるしいですか。これひとつ市長にお尋ねいたします。

○市長（笹山義弘君） 人員の配置につきましては、住民のサービスに資するべく体制をつくっているところでございます。しかし、業務によって変動もありますので、その辺はしっかりとその時々、状況にあわせて対応するようにということであろうというふうに思います。

○29番（森川和美君） じゃあ、具体的にお尋ねしますが、1年ぐらい前でしたかね、合併後の各総合支所の職員数と本庁の職員数をお聞きしましたが、どれぐらい変化されてますか。

それと、ついででございますが、この臨時職員が現在何人おるのか。その臨時職員の中の、どうしてもいわゆる資格者といひますか、保健師とか栄養士、看護師ですかね、等々やら資格を持った方の、どうしてもいろいろな政策上、運営上必要な方がいらっしゃいますが、そこまでひとつお聞かせください。人数ですね。

○総務部長（屋所克郎君） 総務課長に答弁させます。

○総務部総務課長（恒見良一君） 総務部総務課の恒見です。お答えいたします。

まず、職員数でございます。合併をしたというか、23年4月1日からの人数をちょっとお答えさせていただきますけれども、このときに639名。うち本庁勤務が258名、加治木総合支所が88名、蒲生総合支所が67名です。そして、本年24年4月1日現在で職員数633名、そして本庁勤務267名、加治木総合支所83名、蒲生総合支所63名というのが一応推移でございます。

それから、臨時職員の関係でございますけれども、まず23年4月1日の総体、合計の人数が約370、そして始良本庁のほうで、うち長期・短期含めて117名、そして蒲生総合支所が9名、加治木総合支所が22名、そして本年24年4月1日で申し上げますと、総合計で臨時職員が390名、そして始良本庁が94名、蒲生総合支所が13名、加治木総合支所が18名でございます。

先ほど森川議員のほうから、資格者とはということでございましたけれども、これはすいません、長期臨職者に限ってということで、ちょっとお答えさせていただきますけれども、総体人数を申し上げますと、長期臨職に限っては187名でございます。そのうちに有資格者と言われる方が103名、無資格は残りの84名ということでございます。

以上でございます。

○29番（森川和美君） 今の数字を見ますと、ふえてますよね。一部減ってるところもありますが。だ

から、なかなか言うこととされるのがなかなかあってないというように私はとっておるんですが、あと3問ありますのでね、やっぱり4問は多いですね。（笑声）

そして、細かくいきたいんですが、臨時職員で一番長い方で何年がいらっしゃいますか。その資格者は一応除いてでもいいし。それと、臨時職員の中でいわゆる3親等の方がいらっしゃるのかどうか。そして、人材バンクが設置してあると思うんですが、人材のバンクいわゆる臨時職なんかを雇う場合のバンクがつくってあると思うんですが、そこらでつくってあるかどうか。

それと、その時点でどのようないわゆるその方のチェックっていうんですかね、本市に役に立つなといったような資格とか、いろいろな総合的な観点でどのようないわゆる登録をされているのか。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

まず、一番長い臨時職の方ということでございますが、17年の方が一番長い方でございます。

それから、3親等がいいらっしゃるかということでございますが、3親等で申しますといらっしゃいます。

それから、人材バンク的なことをお尋ねでございましたが、臨職さんにつきましては、総務のほうに履歴書を預かっておりますので、期間で言いますと4月1日からですので、2月ぐらいにその履歴書を出していただいております。市が広報等で周知をしながら履歴書を出していただいて、それを保管しておりますので、その履歴書の中の今までの職業の経歴やら、そういうのを勘案しながら、資格も勘案しながら配置をしているところでございます。

○29番（森川和美君） なかなかこれは詰めができませんけども、この行財政改革と事務の権限移譲ということをお尋ねしてるわけですけども、この権限移譲は県のほうから積極的に来るのか、あるいは本市のほうから逆にどんどん申し入れていくのか、このことについてはどちらのほうなのか、これが1点ですね。

そして、今後もずっとこの権限移譲は半永久的に進んでいくんだろうと思っているんですよね。そうしますと、権限移譲等のこの検討委員会、あるいは地方分権改革推進委員会らしきものが設置されてるんですか、本市は。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えいたします。

まず、皆様に今回説明しているのは、地域一括法に基づく権限移譲、これは国からも直接ですので、受け入れがしたくなくても、全て受け入れなきゃならんということで、これについては財源的なこの前説明しました地方交付税の中で積算されていますけど、数字でのものはわかりません。

それと、県からの権限移譲プログラムに基づく権限移譲につきましては、市町村のほうで受けたほうが住民のサービスに向上するものの内容を県と協議をした上で、内容によって受け入れをします。そして、市のほうから受け入れ体制の申し込みをするという体制でございます。それにつきましては、これについては財源的には均等割と件数割の交付金がございますので、それで財源的な確保はされているという状況でございます。

○29番（森川和美君） 国からなのは私も承知しております。ただ、私が思っているのは、県からのを主に考えておったんですが、それはまた後でしたいと思いますが、昨日でしたかね、同僚議員の質

問に対して、この事務権限の移譲で生ずる専門的知識を要する職員の育成確保、それらを目的とした県職員の派遣や市町村職員の受け入れというのは、ないというようなことが私記憶してるんですが、これ私が持ってる書物の中では、それらを相互にしっかりやるべきだというふうに記してあるんですが、どうなんですかね。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

県からのその専門的職員は、今受けているところでございますし、市のほうからもその県のほうへはそういう職員を派遣しているところでございます。

○29番（森川和美君） ということは、今回の定例議会でも条例改正がたくさん出ていますが、それは国のものが主なんですけれども、それ以外のことも検討も協議をしながら、大いに進められるというふうに理解してよろしいのでしょうか。その職員のいろんな措置ですね。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えいたします。

さっき、先般説明を申し上げましたように、国のほうの権限移譲の中でさらに3種類ほど、来年の4月以降事務量がふえる部分がございます。未熟児の訪問指導、それから育成料の支給関係、それから県のほうの権限移譲で、来年の4月1日から農業委員会のほうで農地転用の許可等、これについては相当の事務量がふえてまいりますので、この部分については職員の増が必要であれば、その旨で来年4月以降のその体制をしていくと、そういうのを個々に検討していくところでございます。

○29番（森川和美君） 今それを聞いたかったんですけども、農業委員会は非常に今仕事量がふえておるんです。私も議会選出の農業委員をさせてもらっておりますが、そして一部の職員がなかなかそこが動かないということもございますので、来年の4月あたりの人事では、しっかりそこらを措置をしていただきたいと要望しておきます。

時間の関係上、その前にもう一点、この事務権限の移譲に伴うこの経費ですね、経費が内容によっては、この財源措置が異なるんでしょうけれども、例えば生活保護費なんかはほぼ国のほうで交付税措置されるんですが、そのほかにも現段階、あるいは今回の条例改正の内容等で、この財源措置が期待できるものがあるんですかね。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えいたします。

国の一括法に基づき、今回条例制定と一部改正13項目出ておりますけど、これはもう制定と一部改正のみですので、事務量が発生しませんので、これについての財源的な措置というのは出てきません。

ただ、権限移譲に関しては、先ほど言いましたように地方交付税措置の中に積算されているという、国のほうからの通知がございます。

○29番（森川和美君） それでは、この2番目に入りたいんですが、質問に入る前に、このイオンモールが始良市に定期借で契約されておるんですが、その平成26年度の3月前後にオープンというふうな話が、再三この全協あたりやらいろいろ出てきておるんですが、私の私的な考え方によると、9月までのこの日本全国のスーパー、あるいはデパート、百貨店、コンビニ、全て減収なんですよ。そし

て、10月の貿易収支の赤字額、戦後最大約6,000億円。

あるいはまた、この商業施設の県下のこの配置、始良市の配置からいくと、鹿児島市の中央駅が増床します、ご承知のとおり。あるいは、鹿児島のイオンも増床ですよ。そして、聞くところによると、天文館にも商業施設、あるいは旧林田のホテルのところにも岩崎さんがいろんな施設を考えていらっしゃる。さらには、隼人のイオンも改装するんだというふうな話も聞いてるんですが、そうしますと、鹿児島市内を南部として、ここは中部、隼人を北部とした場合に、イオンさんがほかの企業にとられないように、まずここを借ろうということではなからうかと思ってるんですが、もうそういったことを総体的に考えられて、26年の3月に果たして間違いなくオープンができるのかなと思ってるんですが、そこらを市長はどのように見込んでらっしゃいますかね。

○市長（笹山義弘君） 事業所を選定するにあたりまして、プロポーザルで選定をして、始良市に一番貢献いただくその事業所を選定委員会のほうで選定いただき、それが答申として返ってきた、それを受けて判断したところでありますが、その提案が生きているということを思っておりますので、その計画に従って粛々と進められるものというふうに考えております。

○29番（森川和美君） これは、それぞれ考え方があると思いますので、私が直接ここでこれ以上申し上げるのは、またいろいろ問題があるでしょうけれども、この答弁を見ますと、現在都市計画法に基づく開発行為申請のため、境界確定等の作業を行っておりますが、一部面積等が確定しないなどの理由から、開発行為の申請がまだなされていない状況でありました。しかし、今般再度確認をしましたところ、問題は既に解決し、最終的な作業をされているとのことでありますということなんですが、これを読むと、なぜ今ごろこういった文言が出てくるのかなと思うんですが、これは時間稼ぎじゃないんですかね。いかがなんでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

今回の開発に関しましては、北側のほうに新設の道路整備をすることを条件としております。そうすることで、道路の形態、それから交差点の協議、境界確定といろいろな作業がおくれているのは事実でございます。約1か月のおくれじゃないかと私は認識しております。

○29番（森川和美君） そして、皆さんご案内のように、国が3回ですかね、この大型店舗法を改正して、最初の大店法は郊外に大きな商業施設をどんどんつくらせて、ところが結果としてその周辺の小さな小売り店舗等々がどんどん閉まっていった。これじゃいけないということで、いろいろ苦慮されて、今3回目の大店法が行われておるわけですよ。

そうしますと、私がいつもこの問題については、旧始良町時代からいろいろ勉強したり、あちこち見に行ったりしてるんですが、九州管内でも二、三か所、イオンさんは土地を購入して、なかなかこの計画を延期される。あるいはまた、他のところでも私なんか所管事務調査に行ったところでも、広大な敷地を一部相当な面積確保されて、もう3年になるけどそのままなんですよ。そして、隣にはライバルのイズミというのがあるんですよ。

全国競合して張り合ってるイズミさんがあるんですが、そのイズミさんもそこはもう撤退しまして、そういう状況があちこちにあるんですが、果たしてこの始良市にそういう大きな施設がいつ開店し、

25年契約でしたかね、25年本当にこの継続が保証されるのか非常に心配をしてるんですが、今後の推移を見ていきたいと思うんですけども、そこで、これは熊本県の大きな県のいわゆる話のことなんです、大店法がきた場合に、あるいは既存の大店法にも1万m²の売り場面積から5,000m²に下げて、いわゆるガイドラインっちゅうのをつくってるんですよ。

その中で、この地域貢献策の提示というのが、1番目が地域づくりの取組み、地域と連携した地域経済活性化の推進、本市になれば本市の製品の販売促進、事業拡大への協力、地域雇用確保の協力、環境対策の推進、各テナント撤退や店舗閉鎖時の対策、情報公開の推進、これらが全部で51項目あるんですが、主なものを私拾い上げたんですけど、これらも含めてイオンさんとのいろんな協議が何回かなされていらっしゃると思うんですけども、ここの段階まではまだ行ってないという理解してよろしいのでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

まだ施設の規模等がまだはっきりしてない状況でございます。

○29番（森川和美君） そこなんですよね。私が一番心配してるのは、なぜそんだけ自信を持って、日本一、二の優良企業を誘致、定期借地、賃貸ではありますけども、堂々と自信を持って情報公開したほうが、いろんな意味で私はプラスになると思うんですよ。あるいは、既存の商業者が今後どういった方向に進むのかと。店を閉めるのか、あるいは息子に譲ることだろうか、どうしようとかか、あるいは店舗を拡張する、しない、場所をなおるとか、いろいろ気をもんでると思うんですよ。

そういうことを含めれば、なぜこの地域の市民に、あるいは我々議員にそこらをお明かしされないのかなと思うんですが、とにかく企業からまだ言ってくれるなという、しっかり口どめされているんですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

議員の仰せの点はよくわかるのですが、やはり都市計画法に基づく開発行為の申請がまだなされていない、大店法の申請もなされていない中で、事前にまだ不確かな事柄によってするということは、どうかということじゃないかと思えます。やはり効果的な手法もねらってらっしゃいますが、まだ届け出そのものが出されてない状況では難しいかと思えます。

○29番（森川和美君） 時間がありませんので、また大分日にちがありますので、このことはまたおいおいお尋ねをしていきたいと思えます。

この勤務時間中の禁煙の問題ですが、非常に関係部署はご苦労されていらっしゃると思いますが、私が今回はこの禁煙の試行をしてみないかということに切りかえたんですが、今までは時間設定をできないかと、午前中10時あたり、昼から3時あたり、昔から10時ん茶、3時ん茶となっておりますので、お昼の1時間はもうこれ自由ですから、そういうことからした場合に、これは新潟市の十日町というのかな、十日町市の記事を見て、よし、今度はこれでいこうと切りかえたんですが、以前お尋ねしたときには、162人の喫煙者がいらっしゃるということでしたよね。何人ぐらい減ったんでしょうかね。

○総務部長（屋所克郎君） 議員のご質問があつてから調査いたしましたところ、現在151名でござい

ます。

○29番（森川和美君） 参考のために、蒲生総合支所と加治木総合支所、何名ずついらっしゃいますか。

○加治木総合支所長（石原格司君） 加治木総合支所は18名でございます。

○蒲生総合支所長（池田健志君） 蒲生総合支所におきましては、15名でございます。

○29番（森川和美君） 皆さんちょっと笑っていらっしゃいますが、この計算をするとすごい時間のむだになってるんですよ。1時間に1,500円にした場合に、この約160人の年間の仕事をしないあれを換算すると、約4,600万円なんです。だから、一方から、吸わない方から言わせれば、その分をいけんかしてくれという声は聞いてないですよ。（笑声）声は聞いてないですけど、私ならそう言いますね。私が職員であれば。

だから、先ほど市長と教育長にも配付しましたが、これ日刊スポーツに載ったんですけどね、勤務時間の喫煙時間を1人最大50万円給料から返納させるというんですよ。これは、もちろん大阪府の府立の教職員ですよ。しかも、ここは禁止の条例をつくってるみたいですが、禁煙のですね。ですから、こういった世の中なんです、今。

だから、そして健康の面もでございます。答弁の中でいろいろ禁煙、節煙、そして世界禁煙デーの日には、しっかりそれらのことを話をしていることなんです、世界の話をするとおかしいんですが、アメリカ、フランス、イギリス、イタリア、台湾、国でこのアメリカなんかは50州中24州で、職場や飲食店などの完全禁煙を定めておるんですよ。それから、フランスが08年から禁煙、イギリスも全域で禁煙法を施行。イタリアもやっています。

そういうことで、日本だけがおくれてるわけですが、この肺がんを中心にして年間に亡くなる方が通告質問してるとおり500万以上亡くなっていると。そういうことから含めれば、議員さんの中でも喫煙されてる方がいられて、もうがつついうじえらしがと思いでしょうけども、これは大事なことでないかなと思ってるから質問してるんですけども、試行がなかなか大変でしょう。そうであれば、やっぱり時間設定せにゃいかんですよ。どうですか、市長。時間設定すれば、簡単にできるんじゃないかと思うんですがね。10時に10分、3時に10分ぐらい、きちっと文書で、あるいは朝礼あたりで命令すれば、できるんじゃないでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） すいません、私のほうで答弁させていただきます。

19市の調査をしましたところ、始良市は進んでいるほうだというふうに、（笑声）進んでおります、実際。モラルのその時間的な設定が、なかなかそれ周知をしてないところでございますが、今後ともこの時間等の設定ではなくて、やはりこの始業後、就業前、休憩時間の前後30分ぐらいを、これを徹底して私のほうでやりたいと思いますし、またさらなる対策として、喫煙場所が2か所あるわけですけども、このほうへ啓発文書的なものを今何もしておりませんが、例えば職員へ「時間帯を考えて喫煙しましょう」、このような掲示をして、さらに対策に努力をしたいと思います。よろしく願います。

○29番（森川和美君） ひとつ頑張っていたきたいと思います。

最後になりましたけども、このあいらびゅ一号の運行ですね、市長はあらゆるところで、このあいらびゅ一号は非常に大好評だと、もう時間がありませんので、答弁はいいですけど、私の持論をちょっと展開したいと思うんですが、約2,300万円ぐらいでしたかね、23年度は県の100%補助事業、本年度からは本市の単独事業で2,300万円。そしてまた、各ルートの観光施設を経費を使って土地購入をしたり、またこれからも若干されると思うんですが、そういったことを含めれば、来年度も継続でしょうから、乗車料金をぜひ1,500円から2,000円にされるように強く要望したいと思うんですが。

それと、大好評であればですよ、リピーターも多いのであれば、なぜ毎日運行させないんですか。今土日、祝日だけですよね。だけど堂々と毎日ひとつそのような方向で進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（玉利道満君） これで、森川和美議員の一般質問を終わります。

続きまして、7番、法元隆男議員の発言を許します。

○7番（法元隆男君） 登壇

一般質問も本日で3日目、5人ずつで執行部の皆さんも議員の皆さんも非常にお疲れではないでしょうか。もう一番眠い時間帯になりましたけれども、簡潔にやりたいと思います。よろしくおつき合ってください。

それでは、通告に従いまして2つの質問をさせていただきます。

まず、項目1、文化財の整備等について。

加治木地区には、加治木のころから2つの市の文化財指定である恵比寿神祠があります。始良、蒲生地区にも同等の恵比寿神祠がありますけれども、文化財として指定できないか問います。

要旨2、日木山宝塔は県の指定になったのを機に、整備を進めてきました。ところが、前面の西側ですけれども、隣地が畑で非常にその日木山宝塔のあるスペースが狭いです。それで、その畑の部分のスペースを買収して市のものにするか、またはそれが難しいなら、借地として貸していただけることはできないかと。そうすれば、日木山宝塔の整備も非常に立派になって、この日木山宝塔そのものが非常に立派な史跡でございます。そういった意味で、前向きに取り組むべきではないかと思えます。今までも加治木町のころから提言をしまりましたので、その考えをお知らせください。

項目2、加治木港とその周辺地域の整備について。港町ほかですね。

港町周辺は、警察署の移転、有力企業の撤退等、ここにきて空き地がふえております。地域の疲弊も進んでおります。一方、加治木港は十分な機能を有しているにもかかわらず、生かされてないのではないかと思います。交通の要衝であるこの地区は、港を含め潜在能力は高く、再開発を考えるべきではないでしょうか。このことについてビジョンがあれば、それをお示しください。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 登壇

法元議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の文化財整備等についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

2 問目の加治木港とその周辺地域の整備についてのご質問にお答えいたします。

港町地域は、議員仰せのとおり、近年企業の撤退や規模縮小により空き地が目立ってきております。

港町一帯は大半が民有地であることから、市としての取組みが難しい面もありますが、始良警察署移転後の跡地及び民間の遊休地などを含め、現在港町地域の活性化を図るため、民有地の所有者の方々にご相談し、企業誘致等一体的な取組みを行っているところであります。

また、当地域の振興を図るため、新たな企業の立地を促進する支援策を検討しておるところであります。

なお、本市の海の玄関口でもある加治木港につきましては、鹿児島県が管理する湾内の重要な商業港として県も県央、県北地帯への物流拠点と位置づけております。現在、県では鹿児島湾のマリーナ整備に関する調査を進めており、加治木港の利用促進につきましては、錦海漁業協同組合、商工会などとも連携を図りながら、市全体への経済的波及効果も見据えて、積極的に県に働きかけているところであり、マリーナ整備についての要望書を平成24年8月3日に県へ提出したところであります。

さらに、港町飲食店街につきまして、本議会に上程した補正予算で測量設計業務委託料をお願いしておりますが、来年度警察署移転に伴い、安全安心、防犯や活性化の観点から、道路整備や街路灯の設置など、飲食店街一帯の整備の計画をしているところであります。

今後、既存の立地機能に加えて、商業、業務機能やレクリエーション機能など、さまざまな機能の可能性を検討し、都市基盤の整備と適正な土地利用誘導を図ってまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 1 問目の文化財整備等についての、1 点目のご質問にお答えいたします。

加治木地区にあります恵比寿神の指定文化財は、網掛橋東袂の恵比寿神祠と、加治木中浜の恵比寿神祠の2件であり、合併前の平成16年に町指定となったものであります。

ご指摘のとおり、始良市内には同型の恵比寿神を祭ったものが、蒲生上久徳、帖佐十日町、脇元の3か所にあります。一般的に文化財の指定に至るまでの手続は、最初に文化財の基本調査を実施して、製作年代や実測図を作成し、指定文化財の候補となり得るかどうかを検討いたします。その後、教育委員会から文化財保護審議会へ諮問し、同審議会から指定文化財の価値ありと答申されたものだけが指定文化財として告示されます。したがって、現段階で未指定の恵比寿神祠について、指定文化財としての価値判断することはできませんが、できるだけ早い時期に基本調査を行いたいと考えております。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

日木山宝塔は、宝塔の塔身に「仁治三年、西暦になおしますと1242年」の紀年銘が彫られ、大きさでは九州最大規模、年代のわかる宝塔では県内2番目の古さと言われ、鎌倉時代初めの貴重な文化財として平成16年に県指定文化財となり、その後、県補助事業を導入して3か年の保存修復事業を実施しました。

今後、見学者の利用状況等を勘案しながら、駐車場や周辺整備の必要性の可否も含めて検討したいと考えます。

以上で答弁を終わります。

○7 番（法元隆男君） 今この答弁書の中で、蒲生上久徳、帖佐十日町、脇元の3か所にあるというふ

うなことで書いていらっしゃると思いますが、私の知ってるところで蒲生にもう一か所、始良地区にもう一か所あったような気がします。蒲生のこの上久徳のほかには蒲生高校の裏のほうにもう一か所あるんじゃないでしょうか。

それと、始良町のもう一つは、公民館の周辺にまだ確認してないですけどね、あったような気もしますが、その辺私の考え違いであれば、そうです。ちょっとその辺のところ確認したいんですが。

○教育長（小倉寛恒君） その蒲生高校の裏の恵比寿神については、全く認識しておりませんが、始良町には帖佐駅の裏に、公民館のところには1つはあるというふうには聞いておりますけども、ただこうして調査の対象になるような恵比寿神祠というのは、この3か所というふうに理解しております。

○7番（法元隆男君） また確認してきていただいて、候補になり得るかというのも、その確認していただいてからだと思います。蒲生高校の裏も私前研修に行ったこともありますし、一番わかりやすいのは、始良でいうと十日町のところと、海岸のところですね。錦海漁港が恵比寿祭りをすると、あの2つはしっかりと皆さん認識されてると思います。

今この回答の中で、合併してもう2年半以上経過いたしましたので、その基礎調査、基本調査ですね、これはもう早急に行うべきであると思いますが、現実にそのあれば、予定は立っておりますか。

○教育長（小倉寛恒君） この平成15年に、この加治木の恵比寿神祠を文化財として町指定する場合に、ときに、実際に隣町の始良のこの2か所と、蒲生のこの1か所の恵比寿神祠については調査しているということで、なかなかこの恵比寿神祠というのは、比較対象するものがないということから、この3か所については基本調査をして、いわゆる商人の町としてのこの恵比寿神の信仰と、それからまた加治木石を使ったつくりということで、東山の恵比寿神祠と、それから中浜のものは優れているという判断がされたようでございます。

○7番（法元隆男君） 今おっしゃったように、前基本調査っていうのは、ある程度旧町のころされておるといってございませぬ。それで、やはりこれは例の文化財保護審議会に答申される予定になりますでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 指定文化財というのは、市の指定文化財であれば、市にとって重要なもの、県の指定であれば県にとって重要なものというのを、まず基本的に提示があるわけでございます。

したがって、特にその優れたもの、例えば彫りが深いとか大きいとか、あるいは重要なものというのは年代が古いとか、そういった一つの基準要件というものがあるわけでありまして、それをクリアするものであれば、そういった対象になってくるということございまして、現在この加治木の町指定の2か所を指定する場合に、蒲生とこの始良については、いわゆる普通の恵比寿神祠ということで、特段その基準を超えるようなものではないというふうに判断されたようでございます。

だから、例えば田の神でも何百体、何千体とあるわけですが、全てがそういった文化財の対象になるというわけではないわけで、そういった優れたところ、あるいは重要なものという価値基準をクリアしたところがないと、指定されるとは限らないということございませぬ。

○7番（法元隆男君） 今おっしゃった答弁の中では、候補になり得るかどうかは、今後まだそういった検討の余地があるということで、少し時間がかかるという、そういう意味で受けとってよろしいんですか。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほどの答弁の中にもありましたように、現段階でこの未指定の恵比寿神祠に指定文化財という価値判断することはできませんが、それは今後一つの候補として基本調査をさらに徹底して、その上で専門家の目によって、それは対象に足り得るかどうかということは判断していくべきものというふうに考えております。

○7番（法元隆男君） 今文化財保護審議会は、市になって何名で構成されているんでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 現在、いろんな分野から8名の方々によって構成されておるわけでございまして、美術工芸でありますとか、造園とか、あるいは考古学、郷土史、さまざまな分野から8名で構成しております。

○7番（法元隆男君） 私の記憶では7名だったような気がしますが、その辺はもう一回ちょっと精査してみてください。

○教育長（小倉寛恒君） 現在、美術工芸、歴史分野、造園、民俗、郷土史が3名、それから考古学が1人ということで、8名の構成であります。

○7番（法元隆男君） はい、わかりました。ちょっと余談ですが、今回この9月定例会の議会だよりが、たまたまこれは11月30日発行ですか。この一番裏表紙に、「ここはどこ」ということで、これはたまたまですけれどね、どことは申しません。これはクイズですから、申しませんけれども、これは文化財に指定されております。恵比寿様でございます。

一応恵比寿様のことについては、またその推移を見守りたいと思いますが、できるだけ早急に加治木の2つが指定されて、私は同等の特に重富海岸ですか、あそこの脇元の海岸ですか、あそこは毎年そういったような錦海漁協でもそういった恵比寿祭りをやっているようなもので、十日町のやつも立派じゃないかなと思います。その辺のところ、私は素人でございますので、提言だけにとどめておきたいと思います。

次の日木山宝塔についてテーマにいたしますけれども、日木山宝塔はご回答もいただきまして、平成16年に県の指定文化財となって、県の予算をいただきまして、3年がかりで非常に立派に整備したわけですが、その中でそのときもいろいろ提言申し上げました。

日木山宝塔の宝塔があるところのスペースは非常に狭くて、そこに説明板もまた作りかえていただきましたけれども、それを見る方向も、前面がほとんどスペースが少ないんですね。裏から入って、そして裏のほうにも一応一部の説明文がありますが、ちゃんとした説明文は前のほうにやっぱり書いてございまして、そこから庫裡を回り込んで見ると、そこに畑があります。畑の中に「立ち入り禁止」というようなのもまで張ってありまして、そして五、六十cmくらい下に下がっておりますが、そんなに広いスペースではないんです。あそこを整備して、若干の駐車場とか、そういったようなことにす

ると、非常にいいぐあいになるんじゃないかと思って、昔からそのことについて提言してるんですけども、教育長もごらんになって、そうお思いになりませんかでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） いわゆる宝塔に対する関心度というのは、やっぱり人によって随分違うと思います。私はいつも個人的なことでありますけども、犬の散歩の途中で時々見るんですが、そういう学問的な見識を持って見るということじゃなくて、ただ茫然とか、通りがかりに見る程度であるんですけども、あそこを整備して果たしてどれだけの観光客があるかという、甚だこれは非常にあの場所自体が狭隘なところでありまして、それとまた、宝塔に対する説明板はありますけど、あまりよく理解ができないんじゃないかということも考えられます。

今後、どういった見物者があるかどうか。今は大学のそういった研究者とか、カメラマンとか、そういう方々が時々お見えになるというのはあるようでありますけど、そうわっと押しかけるようなものではないんじゃないかというふうに思っておりますので、今後はそういった見学者の状況等も勘案しながら、やっぱりその整備については考えていきたいというふうに思っております。

○7番（法元隆男君） 残念ながら見解の違いが随分かけ離れておるようであります。ここは、恐らく裏の道もたしか里道じゃないかなと思いますね。車をとめる場所がないんです。それで、そういったことで今おっしゃったようなどっと来るような状況が整備されておられません。そういうことを含めて、この宝塔はほんとに私はもう立派で、今答弁でもいただきましたように、九州でも最大級であると。この2つの宝塔が要するに加治木氏の8代、加治木久平のご夫妻も、前は宝塔で石塔という形だったんです。この県の指定になってからの整備されて、そこの中に人骨が出てきたと。それで、墓であるということも確認されましたですね。

私は、民間団体の歩こう会などをやっている団体、3つぐらいの団体に入っておりますが、もう大体ここは常に案内して、非常に評価が高いです。と、やっぱり見て立派だなと思います。その辺のところをもう一回評価をまたいろいろ見ていただいて、これはその前の畑がそんなに広い畑ではないんですよ。それで車をとめる場所もなく、道路のところに置いて、通行がすごく少ないんで、向こうから車が来たというようなことは、もう何回かしかなかったんですけども、やはりその里道を挟んで反対側に日本神社というのがありまして、前この加治木氏の元祖になる大蔵氏がその辺を束ねてたというような、いろんな歴史的にも非常に重要な拠点であると思います。

だから、その今の前のほうの畑、それはもうぜひともやはり必要であると私は感じております。もうちょっとこれについては、突っ込んだ検討をされるべきだと提言しておきます。

次に、港町の周辺地域の整備について質問いたしますが、今の港町の状況、今ここで回答していただきますように、始良警察署がもうちょっとしたら移転して、またそこも敷地があくわけですね。そして、聞いたところによると、固有名詞を言っていないかわかりませんが、土佐屋も撤退するという形で、今まで港町を開発するにも土地がなかったというようなこともございました。

港町って言っても、その加治木港を控えた港町ということですね。だから、これについて民間の民有地があるから、市としての取組みが難しい面もありますが、そういう前提の中で民有地の所有者の方々に相談し、企業誘致と一体的な取組みを行うというところの考えがおありのようです。

そして、本市の海の玄関でもある加治木港については、その商業港として県も県央、県北部地帯への物流拠点と位置づけておるというようなことですね。港の種類は、今商業港となっておりますが、

そのほかにどんなようなあれがあるか、ちょっとその辺お答えいただけませんか。

○加治木総合支所長（石原格司君） お答えいたします。

今の議員のほうからも仰せのとおり、加治木港の周辺は加治木港の背後っていいですか、ずっと工業が都市計画の用途で言いますと、工業用地と工業地域と準工業地域になっております。

所在してる企業が、今16社残っております。6社が今後規模縮小とか撤退するというので、それらの土地に、今後企業誘致とか、そういうことを仕掛けていきたいと思っております。

以上です。

○7番（法元隆男君） すいませんですね。私今その前に、商業港ということの定義ですね、それをちょっとお伺いしたかったんですけど、もしわかれば、もう一度お答えください。港のそのいろんなそういった種類があるのか。ここで答弁していただく、これはもう重要な商業港と、これは法的なものではないわけですね。

○加治木総合支所長（石原格司君） ほかに一応商港とあと漁港とか、避難港があるわけですけども、いわゆる言えば商業にかかわる部分を主に重点的に取り扱う貨物とか、そういう部分でございます。

○7番（法元隆男君） それでは、次に参りますが、現在県では鹿児島湾のマリーナ整備に関する調査を進めており、加治木港の利用促進につきましては、錦海漁港協同組合、商工会等と連携を図りながら、市全体への経済的波及効果も見据え、積極的に県に働きかけていると。マリーナ整備について、要望書を平成24年8月3日に県へ提出したということでございますね。

大体1年以上もうたっておりますが、県のそういったような対する反応、その辺はいかがでしょうか。

○加治木総合支所長（石原格司君） 県のほうは、いわゆるいろんな県との交流といいますか、このごろありました中では、ミニ懇話会というのがありますけども、そのような中でも加治木港、あるいはその加治木港周辺、その中でいわば振興というものを、県との協議を進めております。

その中で、基本的には加治木港の位置づけといいますのが、加治木港はいえ県内の港湾の中でも離島を除く大きな港が7.5mの、いえ岸壁といいますか、そういう部分の大きな港が6港あります。その中でも、鹿児島湾内でも鹿児島港と加治木港であるわけですけども、それなりにそういうことで、非常に重要な位置づけを持っておりまして、今後ご承知のとおり、先般といいますか、平成5年に大きな災害がありまして、陸上交通が途絶したときも、海上交通としての重い役割を果たしたわけですけども、県もそのようなことで、5,000トン級のバスをいけば今度整備をしたわけでございます。そういうことから、今後も県のほうでは、重要な拠点港として整備、いえ振興を図っていくということで聞いております。

○7番（法元隆男君） 今マリーナ整備とかいうので、県のほうに要望書を出していると。このマリーナも非常に計画で、これが県がどの程度検討して、どんなふうに進捗しているのか、その辺もちょっとわかればと思ったんですが、例えば志布志港が物流拠点として今一生懸命取り組んでおりますね。

志布志と比べた場合に、もう今ここに書いてあります県央、県北地域への物流拠点ということになった場合は、もう志布志よりもずっといい交通の要衝であるということで、これは非常な発展するポテンシャルを持っていると私は理解しております。

そういうことも含めて、今マリーナ整備については、また県に要望されておりますが、私はこれも港町の加治木港周辺の港町等、港町という名前だけじゃございませんね。その再開発のプロジェクトチームみたいなのをつくって、そしてその中でしっかりと青写真をつくって、その計画のしっかりとしたものをつくって、今のマリーナも含めて、そういったようなもうちょっと全体的なプロジェクトとして取り組むべきではないかと考えますが、市長はいかがでしょうか。市長のちょっとお考えを聞かせてください。

○市長（笹山義弘君） 先ほど来お答えしておりますように、この加治木港の活用ということにしたときに、県と以前お話いろいろしたときに背後地、要するに後ろに土地がないということであったわけですが、最近この企業の縮小、撤退によりまして、そういう環境は整いつつあるというふうに判断しております。

したがって、この民間の土地も含め、県の県有地も含めて一帯的にやはり図っていく必要があるということから、今後とも県、それから民間の方々にもいろいろとお声かけをさせていただいて、全体的にその活性化に資するように努めていく必要があるというふうに思います。

○7番（法元隆男君） 今回、この前の補正予算で測量設計業務委託料というのが計上してあります。これは、今度12月5日にその質疑がされて、今私がここでそれを伺っていかどうかわかりません。でも、一般質問の中の一つの重要な材料でありますので、支障のない範囲でその返答をしていただきたいんですが、予算書の22ページに540万円と、これは加治木総合支所の予算として計上してございますね。これがここに書いてございますのは、道路整備や街路灯の設置などの飲食店街一帯の整備のために、これをされてるようなあれでございますが、これを差し支えなければ、具体的にちょっと教えていただけませんか。今その540万円の予算の内容ですね。

○加治木総合支所長（石原格司君） 先ほどの市長が答弁したとおりでございますけども、今回のその委託料につきましては、いわゆる港町が合併以前からですけども、いろんな経済不況等で疲弊していると。それに伴って、あそこの港町のイメージが非常に暗いと、そういうことや、加治木の周囲の方々から聞くところによりますと、特に警察署の移転に伴って、交番等の新設等の要望をしたわけですが、それもかなわなかったと、そういうようなことで、警察署がなくなることによる不安は非常に大きいということから、あわせてあそこら周辺は、非常に悪臭がひどいということもありません。

そういうことで、今回お願いしておりますのが、言えば安心・安全、防犯の面からも街路灯をつけて、その周辺を明るくすると、イメージを明るくするということや、それから、この周辺に交番ができなかったら、交番にかわる立ち寄り所的な機能を有するパトカーの駐車ができるようなスペースも設けたいと思っております。

そういうようなことから、側溝の整備とか道路の改修とか、そういうその一帯の測量を全面的に行いたいと思っております。

○7番（法元隆男君） きょうこうやって加治木港周辺の港町等、今後の活性化のために取り組むべきではないかということを提言しておりますが、今のお話をいろいろ伺うと、そういったような動きが、この今回補正予算でも上げていただきましたように、業務委託料で測量をするというような形も含めて、また今後この地域が発展して、この飲食店街もすごく今疲弊してきております。もう店がどんどん減っておりますね。それも含めて活性化し、例えばいろいろ店がふえて、そのうちにまたここにも屋台村でもできたらどうかとか、いろんな発想があるんじゃないかと思いますが、ぜひこれは港町の活性化のために、今後も取り組むべきであるという提言をして、終わります。

○議長（玉利道満君） これで、法元隆男議員の一般質問を終わります。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって**散会**とします。

なお、次の会議は明日29日午前9時から開きます。

(午後2時32分散会)